

表へ設-56 天井走行クレーン（組立南 5t）仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン（組立南 5t） 天井走行クレーン（組立南 5t）
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-56
	寸法	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒
技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	{594} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下／収納部、燃料集合体輸送容器 1 基以下／収納部 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-56 天井走行クレーン（組立南 5t）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {594}天井走行クレーン※1 第 1 類 天井走行クレーン（組立南 5t）主桁支持脚部材： <input type="checkbox"/> 天井走行クレーン（組立南 5t）サドル支持脚部材： <input type="checkbox"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は破壊に伴う飛散物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する（定格荷重：5t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。	
添付図	図へ配-5、図へ設-56	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-57 天井走行クレーン（組立南 1t） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン（組立南 1t） 天井走行クレーン（組立南 1t）
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-57
	寸法	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒（劣化ウランに限る）
技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の走行レールに設置する。

表へ設-57 天井走行クレーン（組立南 1t）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {594}天井走行クレーン※1 第 1 類 天井走行クレーン（組立南 1t）主桁支持脚部材： <input type="text"/> 天井走行クレーン（組立南 1t）サドル支持脚部材： <input type="text"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は破壊に伴う飛散物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力（1G 程度）に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。	
添付図	図へ配-5、図へ設-57	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-58 天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t）仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{597} 輸送物貯蔵設備 天井走行クレーン
設置場所	付属建物 容器管理棟 保管室	
機器名	輸送物貯蔵設備 天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t）	
変更内容	変更なし	
員数	1 基	
一般仕様	型式	普通型天井クレーン
	主要な構造材	別表へ設-58
	寸法	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒、燃料集合体
技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物容器管理棟の走行レールに設置する。

表へ設-58 天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類 第3類 [6.1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようクレーンの支持部を設計する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 輸送容器の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は破壊に伴う飛散物になることを防止する構造とする。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] 輸送容器を搬送する能力を有する（定格荷重：4.8t）。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図へ配-5、図へ設-58	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 （例） [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号設1を示す。

別表へ設-1 シリンダ貯蔵架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
シリンダ貯蔵架台(1)～(3)	構造部材	柱(シリンダ貯蔵架台(1)(2))	
		はり(シリンダ貯蔵架台(1)(2))	
	柱(シリンダ貯蔵架台(3))		
		はり(シリンダ貯蔵架台(3))	
	ウランを取り扱う部位	UF ₆ シリンダ *1	
	その他	アンカーボルト	
		(シリンダ貯蔵架台(1)(2))	
		アンカーボルト(シリンダ貯蔵架台(3))	

事業許可との対応：{491}

*1：5次申請 別表へ設-2

*2：ANSI N14.1で規定される30Bシリンダ

別表へ設-2 シリンダ転倒装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
シリンダ転倒装置	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	UF ₆ シリンダ *1	
	その他	アンカーボルト オイルパン 遮熱板 固縛用アイボルト (シリンダ落下防止)	

事業許可との対応：{493}

*1：5次申請 別表へ設-2

*2：ANSI N14.1 で規定される 30B シリンダ

別表へ設-3 天井走行クレーン（転換 5t） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン（転換 5t）	構造部材	はり（天井クレーン主桁）	
		はり（サドル）	
	ウランを取り扱う部位	UF ₆ シリンダ *1	
その他	ラッチロック式フック 脱落防止板		

事業許可との対応：{494}

*1：5次申請 別表へ設-2

*2：ANSI N14.1 で規定される 30B シリンダ

別表へ設-4 大型粉末容器貯蔵架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
大型粉末容器貯蔵架台(1)~(6)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	大型粉末容器	
	その他	アンカーボルト チェーン (容器保持)	

事業許可との対応：{495}

別表へ設-5 大型粉末容器 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
大型粉末容器	構造部材	大型粉末容器本体	
	ウランを取り扱う部位	大型粉末容器	
	その他	パッキン (容器蓋)	

事業許可との対応：{496}

別表へ設-6 大型粉末容器用台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
大型粉末容器用台車	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	大型粉末容器	
	その他	ストッパー（容器落下防止） 補助輪軸受部（転倒防止） アウトリガー（転倒防止）	

事業許可との対応：{497}

別表へ設-7 仕掛品貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
仕掛品貯蔵棚(1)~(3)	構造部材	柱(仕掛品貯蔵棚(1)~(3)) はり(仕掛品貯蔵棚(1)~(3))	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器 *	
	その他	アンカーボルト (仕掛品貯蔵棚(1)~(3)) 落下防止バー(容器落下防止)	

事業許可との対応：{498}

*：2次申請 別表へ設-1

別表へ設-8 SUS容器用台車(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
SUS容器用台車(3)	構造部材	SUS容器用台車(3)	
	ウランを取り扱う部位	SUS容器*	
	その他	専用収納部 (容器落下防止及びブスペーサー)	

事業許可との対応：{500}

*：2次申請 別表へ設-1

別表へ設-9 SUS容器用台車(4) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
SUS容器用台車(4)	構造部材	SUS容器用台車(4)	
	ウランを取り扱う部位	SUS容器*	
	その他	専用収納部 (容器落下防止及びスペーサー)	

事業許可との対応：{501}

*：2次申請 別表へ設-1

別表へ設-10 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚（粉末用）	構造部材	柱（スクラップ貯蔵棚（粉末用））	
		はり（スクラップ貯蔵棚（粉末用））	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器 *	
その他	アンカーボルト （スクラップ貯蔵棚（粉末用）） 容器落下防止（容器収納部）		

事業許可との対応：{502}

*：2次申請 別表へ設-1

別表へ設-11 運搬台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
運搬台車(1)～(7)	構造部材	柱 (運搬台車(1)～(7)) はり (運搬台車(1)～(7))	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器、金属容器(粉末) *	
	その他	アンカーボルト (運搬台車(1)～(7)) 容器落下防止 (専用収納部) 容器落下防止 (容器落下防止棒)	

事業許可との対応：{504}

*：2次申請 別表へ設-1、別表へ設-2

別表へ設-12 中間仕掛品一時貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
中間仕掛品一時貯蔵棚(1)、(2)	構造部材	柱 (中間仕掛品一時貯蔵棚(1)、(2)) はり (中間仕掛品一時貯蔵棚(1)、(2))	
	ウランを取り扱う部位	金属容器(粉末) *	
	その他	アンカーボルト (中間仕掛品一時貯蔵棚(1)、(2)) 容器落下防止 (容器収納部)	

事業許可との対応：{507}

*：2次申請 別表へ設-2

別表へ設-13 金属容器（粉末）用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属容器（粉末）用台車(1)	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	金属容器（粉末） *	
	その他	容器落下防止（専用収納部）	

事業許可との対応：{509}

*：2次申請 別表へ設-2

別表へ設-14 粉末一時貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
粉末一時貯蔵棚 (1)、(3)、(4)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器、金属容器(粉末) *	
	その他	アンカーボルト 落下防止バー (容器落下防止)	
粉末一時貯蔵棚(2)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器、金属容器(粉末) *	
	その他	アンカーボルト 落下防止バー (容器落下防止)	

事業許可との対応：{510}

*：2次申請 別表へ設-1、別表へ設-2

別表へ設-15 金属容器（粉末）用台車(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属容器（粉末）用台車(2)	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	金属容器（粉末） *	
	その他	専用収納部（容器落下防止及びブスペーサー）	

事業許可との対応：{513}

*：2次申請 別表へ設-2

別表へ設-16 スクラップ貯蔵棚（粉末用） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚（粉末用） (1)～(4)、(7)～(16)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器、金属容器（粉末）*	
	その他	アンカーボルト 落下防止バー（容器落下防止）	
スクラップ貯蔵棚（粉末用） (5)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器、金属容器（粉末）*	
	その他	アンカーボルト 落下防止バー（容器落下防止）	
スクラップ貯蔵棚（粉末用） (6)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器、金属容器（粉末）*	
	その他	アンカーボルト 落下防止バー（容器落下防止）	

事業許可との対応：{514}

*：2次申請 別表へ設-1、別表へ設-2

別表へ設-17 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（作業室(2)） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1)、(3)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器、金属容器(粉末) *	
	その他	アンカーボルト ストッパー（容器落下防止）	
スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2)、(4)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器、金属容器(粉末) *	
	その他	アンカーボルト ストッパー（容器落下防止）	

事業許可との対応：{529}

*：2次申請 別表へ設-1、別表へ設-2

別表へ設-18 スクラップ貯蔵棚（粉末用）（第2核燃料倉庫） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器 *	
	その他	アンカーボルト ストッパー（容器落下防止）	
スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器 *	
	その他	アンカーボルト ストッパー（容器落下防止）	

事業許可との対応：{532}

*：2次申請 別表へ設-1

別表へ設-19 電動リフト (第2核燃料倉庫) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
電動リフト	構造部材	電動リフト本体	
	ウランを取り扱う部位	SUS 容器 *	
	その他	落下防止枠 (容器落下防止)	

事業許可との対応：{534}

*：2次申請 別表へ設-1

別表へ設-20 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)	構造部材	柱	
		はり	
	斜材		
ウランを取り扱う部位	ボート (焼結)		
その他	アンカーボルト		
	コンベアフレーム (容器落下防止)		
	ストッパー (容器落下防止)		

事業許可との対応：{546}

別表へ設-21 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	アンカーボルト コンベアフレーム(容器落下防止) ストッパー(容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{546}

別表へ設-22 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	アンカーボルト 落下防止枠(容器落下防止)	

事業許可との対応：{546}

別表へ設-23 ペレットラインコンベア(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットラインコンベア(1)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ポート(焼結)	
	その他	アンカーボルト コンベアフレーム(容器落下防止) ストッパー(容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{547}

別表へ設-24 ペレットラインコンベア(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットラインコンベア(2)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	アンカーボルト コンベアフレーム(容器落下防止) ストッパー(容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{547}

別表へ設-25 乗移台2 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乗移台2	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ボート (焼結)	
	その他	アンカーボルト 落下防止柵 (容器落下防止) ストッパー (容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{548}

別表へ設-26 ボート運搬台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ボート運搬台車(1)、(2)	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	ストッパー(容器落下防止)	

事業許可との対応：{549}

別表へ設-27 焼結ペレット一時貯蔵棚(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	構造部材	柱(焼結ペレット一時貯蔵棚(1)) はり(焼結ペレット一時貯蔵棚(1)) 斜材(焼結ペレット一時貯蔵棚(1)) 柱(分配コンベア架台) はり(分配コンベア架台) 斜材(分配コンベア架台)	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	アンカーボルト (焼結ペレット一時貯蔵棚(1)) アンカーボルト(分配コンベア架台) コンベアフレーム(容器落下防止) ストッパー(容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{550}

別表へ設-28 焼結ペレット一時貯蔵棚(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	アンカーボルト コンベアフレーム(容器落下防止) ストッパー(容器落下防止)	

事業許可との対応：{550}

別表へ設-29 焼結ペレット一時貯蔵棚(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
その他	アンカーボルト 落下防止枠(容器落下防止)		

事業許可との対応：{550}

別表へ設-30 ペレットラインコンベア(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットラインコンベア(3)	構造部材	柱(ターンテーブル) はり(ターンテーブル) 斜材(ターンテーブル) 柱(ペレットラインコンベア(3)) はり(ペレットラインコンベア(3)) 斜材(ペレットラインコンベア(3))	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	アンカーボルト(ターンテーブル) アンカーボルト (ペレットラインコンベア(3)) コンベアフレーム(容器落下防止) ストッパー(容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応: {551}

別表へ設-31 ペレットラインコンベア(4) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットラインコンベア(4)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ボート(焼結)	
	その他	アンカーボルト コンベアフレーム(容器落下防止) ストッパー(容器落下防止) 厚み制限ゲート	

事業許可との対応：{551}

別表へ設-32 ボート（焼結）用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ボート（焼結）用台車(1)	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	ボート（焼結）	
	その他	専用収納部（容器落下防止及びスペーサー）	

事業許可との対応：{552}

別表へ設-33 ボート（焼結）用台車(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ボート（焼結）用台車(2)	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	ボート（焼結）	
	その他	専用収納部（容器落下防止及びスペーサー）	

事業許可との対応：{553}

別表へ設一34 スクラップ貯蔵棚（ペレット用） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚（ペレット用） (1)、(2)	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	金属容器(ペレット)	
その他	アンカーボルト		
	落下防止バー（容器落下防止）		

事業許可との対応：{554}

別表へ設-35 金属容器（ペレット） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属容器（ペレット）	構造部材	—	
	ウランを取り扱う部位	金属容器（ペレット）	
	その他	パッキン（容器蓋）	

事業許可との対応：{555}

別表へ設-36 金属容器（ペレット）用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属容器（ペレット）用台車(1)	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	金属容器（ペレット）	
	その他	専用収納部（容器落下防止及びスペーサー）	

事業許可との対応：{556}

別表へ設-37 仕上りペレット一時貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
仕上りペレット一時貯蔵棚(1)~(4)	構造部材	柱(仕上りペレット一時貯蔵棚架台) はり (仕上りペレット一時貯蔵棚架台)	
	ウランを取り扱う部位	ペレットトレイ	
	その他	アンカーボルト ストッパー及び転倒防止部 (容器落下防止)	

事業許可との対応：{557}

別表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
仕上りペレット貯蔵棚架台 (1)~(10) 仕上りペレット貯蔵棚 (前期型) 仕上りペレット貯蔵棚 (後期型)	構造部材	はり (仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)) 柱(仕上りペレット貯蔵棚(前期型)) はり(仕上りペレット貯蔵棚(前期型)) 柱(仕上りペレット貯蔵棚(後期型)) はり(仕上りペレット貯蔵棚(後期型))	
	ウランを取り扱う部位	ペレットトレイ	
	その他	アンカーボルト (仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)) ストッパー (容器落下防止) 転倒防止部 転倒防止凸部 積載防止板 転倒防止材	

事業許可との対応：{558}

別表へ設-39 仕上りペレット貯蔵棚用台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
仕上りペレット貯蔵棚用台車(1)	構造部材	台車本体	
仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)	ウランを取り扱う部位	ペレットトレイ	
	その他	転倒防止部 (容器落下防止)	

事業許可との対応：{559}, {560}

別表へ設-40 ペレットトレイ用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットトレイ用台車(1)	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	ペレットトレイ	
	その他	収納部扉 スペーサー	

事業許可との対応：{561}

別表へ設-41 余剰ペレット貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
余剰ペレット貯蔵棚(1)～(4)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	金属缶	
	その他	アンカーボルト 落下防止パイプ (容器落下防止)	

事業許可との対応：{562}

別表へ設-42 金属缶用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属缶用台車(1)	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	金属缶	
	その他	専用収納部(容器落下防止及びスペーサー)	

事業許可との対応：{563}

別表へ設-43 燃料棒一時貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒一時貯蔵棚	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ストッパー（落下防止） ロッドチャンネル	

事業許可との対応：{579}

別表へ設-44 ロッドチャンネル用台車(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ロッドチャンネル用台車(1)	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	ストッパー (落下防止) スペーサー	

事業許可との対応：{580}

別表へ設-45 燃料棒一時貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒一時貯蔵棚	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ストッパー（落下防止） ロッドチャンネル	

事業許可との対応：{581}

別表へ設-46 ロッドチャンネル用台車(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ロッドチャンネル用台車(2)	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	ストッパー (落下防止) スペーサー 固定ワイヤ ワイヤ固定ボルト	

事業許可との対応：{582}

別表へ設-47 ロッドチャンネル用台車(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ロッドチャンネル用台車(3)	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	ストッパー (落下防止) スペーサー 固定ワイヤ ワイヤ固定ボルト	

事業許可との対応：{583}

別表へ設-48 燃料棒貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒貯蔵棚(1) 燃料棒貯蔵棚(2)	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) 遮蔽板 (遮蔽) ロッドチャンネル	

事業許可との対応：{584}

別表へ設-49 トラバーサ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
トラバーサ	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	ストッパー（落下防止） レールストッパー 固定ボルト	

事業許可との対応：{585}

別表へ設-50 運搬車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
運搬車	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	ストッパー（落下防止） 固定ワイヤ ワイヤ固定ボルト		

事業許可との対応：{586}

別表へ設-51 燃料集合体一時貯蔵架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体一時貯蔵架台	構造部材	柱	
		はり	
	斜材		
ウランを取り扱う部位	被覆管		
その他	アンカーボルト		
		上部支持枠	

事業許可との対応：{593}

別表へ設-52 燃料集合体貯蔵架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体貯蔵架台(1)	構造部材	柱 はり 斜材	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト 上部支持枠 積載防止板	
燃料集合体貯蔵架台(2)	構造部材	柱 はり 斜材	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト 上部支持枠 積載防止板	
燃料集合体貯蔵架台(3)	構造部材	柱 はり 斜材	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト 上部支持枠	

事業許可との対応：{595}

別表へ設-53 燃料集合体移送装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体移送装置	構造部材	柱 はり 斜材	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ストッパー（落下防止）	

事業許可との対応：{596}

別表へ設-54 天井走行クレーン (組立北 4.8t) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン (組立北 4.8t)	構造部材	はり (天井クレーン主桁)	
		はり (サドル)	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他		ラッチロック式フック	
		脱落防止板	

事業許可との対応 : {594}

別表へ設-55 天井走行クレーン (組立北 3t) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン (組立北 3t)	構造部材	はり (天井クレーン主桁)	
		はり (サドル)	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	ラッチロック式フック		
	脱落防止板		

事業許可との対応：{594}

別表へ設-56 天井走行クレーン (組立南 5t) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン (組立南 5t)	構造部材	はり (天井クレーン主桁)	
		はり (サドル)	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	ラッチロック式フック		
	脱落防止板		

事業許可との対応 : {594}

別表へ設-57 天井走行クレーン（組立南 1t） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン（組立南 1t）	構造部材	はり（天井クレーン主桁） はり（サドル）	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	ラッチロック式フック 脱落防止板	

事業許可との対応：{594}

別表へ設-58 天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t）	構造部材	はり（天井クレーン主桁） はり（サドル）	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	ラッチロック式フック 脱落防止板	

事業許可との対応：{597}

ト 放射性廃棄物の廃棄施設

1. 変更の概要

申請対象建物・構築物及び変更内容を表ト-1に、付属建物第1廃棄物処理所の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその補強方法を表ト-2に、付属建物第1廃棄物処理所前室の工事番号及び工事名称を表ト-3に、付属建物第2廃棄物処理所の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその補強方法を表ト-4に、付属建物第3廃棄物倉庫の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその補強方法を表ト-5に、付属建物除染室・分析室の工事番号及び工事名称とその補強方法を表ト-6に、放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象機器及び変更内容を表ト-7に、申請機器の名称対比表を表ト-付1に示す。

また、改造工事のために一時的に取り外しが必要な放射性廃棄物の廃棄施設（液体・固体廃棄物の廃棄設備）の取り外し対象機器を表ト-8に示す。なお、取り外した機器は、仮置き場所に一時保管し、別途申請する新規制対応工事において復旧する。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (13) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

(1) 付属建物第1廃棄物処理所

今回申請する付属建物第1廃棄物処理所の建物は、昭和52年8月に施設検査を受検後、同年9月に「施設検査合格証」を受領し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第1廃棄物処理所に関する仕様を表ト建-1-1に、主要な構造材の仕様を表ト建-2-1に、付属建物第1廃棄物処理所前室を含む建物の各部位の仕様を表ト建-3-1に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-1に示す。

・申請範囲の概要

付属建物第1廃棄物処理所に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図イ建-1-2(1/3)～(3/3)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強
箇所説明図(1階)、(2階)及び(R階)

図イ建-1-3(1/2)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強
工事と各影響評価との関係(1)

図イ建-1-4：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図

図イ建-1-5：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンション
ジョイント設置位置図

図イ建-1-6：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッタ配
置及び竜巻防護ライン

図イ建-1-7：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表

図イ建-1-7-1：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、
シャッタ及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図

図イ建-1-8：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図

図イ建-1-9(2/2)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎
の材料及び厚さ一覧(2)

図イ建-1-10(1/10)～(10/10)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所
外部火災・爆発の影響評価(1)～(10)

(2) 付属建物第1廃棄物処理所前室

今回は付属建物第1廃棄物処理所本体の機械室に前室の設置を申請する。

付属建物第1廃棄物処理所前室に関する仕様を表ト建-1-2に、主要な構造材の仕様を表ト
建-2-2に、付属建物第1廃棄物処理所本体を含む建物の各部位の仕様を表ト建-3-1に、次
回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-2に示す。

・申請範囲の概要

付属建物第1廃棄物処理所前室に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図イ建-1-2(1/3)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説
明図(1階)

図イ建-1-3(1/2)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強
工事と各影響評価との関係(1)

図イ建-1-4：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図

図イ建-1-5：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンション
ジョイント設置位置図

図イ建-1-6：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッタ配
置及び竜巻防護ライン

図イ建-1-7：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表

図イ建-1-8：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図

図イ建-1-9(2/2)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)

図イ建-1-10(1/10)～(3/10)及び(5/10)～(10/10)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災・爆発の影響評価(1)～(3)及び(5)～(10)

(3) 付属建物第2廃棄物処理所

今回申請する付属建物第2廃棄物処理所の建物は、昭和59年7月に施設検査を受検後、同年8月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第2廃棄物処理所に関する仕様を表ト建-1-3に、主要な構造材の仕様を表ト建-2-3に、連絡通路及びエキスパンションジョイントを含む建物の各部位の仕様を表ト建-3-2に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-3に示す。

・申請範囲の概要

付属建物第2廃棄物処理所に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図イ建-1-2(1/3)～(3/3)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階)、(2階)及び(R階)

図イ建-1-3(2/2)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(2)

図イ建-1-4：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図

図イ建-1-5：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エクスパンションジョイント設置位置図

図イ建-1-6：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン

図イ建-1-7：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表

図イ建-1-7-1：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッタ及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図

図イ建-1-8：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図

図イ建-1-9：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1/2)

図イ建-1-10(1/10)～(2/10)及び(4/10)～(10/10)：シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災・爆発の影響評価(1)～(2)及び(4)～(10)

(4) 付属建物第3廃棄物倉庫

今回申請する付属建物第3廃棄物倉庫の建物は、昭和60年11月に施設検査を受検後、同年12月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第3廃棄物倉庫に関する仕様を表ト建-1-4に、付属建物第3廃棄物倉庫及び廃棄物貯蔵設備(5)に関する主要な構造材の仕様を表ト建-2-4に、建物の各部位の仕様を表ト建-3-3に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-4に示す。

・申請範囲の概要

付属建物第3廃棄物倉庫に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図ト建-4-1(1/2)～(2/2)：付属建物 第3廃棄物倉庫 補強箇所説明図(1階)～(R階)

図ト建-4-2：付属建物 第3廃棄物倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係

図ト建-4-3：付属建物 第3廃棄物倉庫 管理区域区分図

図ト建-4-4：付属建物 第3廃棄物倉庫 鉄扉、シャッタ配置、建具表及び補強概要図

図ト建-4-5：付属建物 第3廃棄物倉庫 火災区域図

図ト建-4-5-1：付属建物 第3廃棄物倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧

図ト建-4-5-2(1/6)～(6/6)：付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災・爆発の影響評価(1)～(6)

(5) 付属建物除染室・分析室（鉄扉新設）

今回申請する付属建物除染室・分析室の建物は、昭和53年1月に施設検査を受検後、同年2月に「施設検査合格証」を受領し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物除染室・分析室の鉄扉の仕様を表ト建-1-6に、鉄扉に関する主要な構造材の仕様を表ト建-2-5に、建物の各部位の仕様を表ト建-3-4に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-5に示す。

・申請範囲の概要

付属建物除染室・分析室（鉄扉新設）に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図イ建-3-1：工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)

図イ建-3-2：工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)

図イ建-3-3：工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表

図イ建-3-4：工場棟、付属建物 鉄扉概要図

図イ建-3-5：工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)

図イ建-3-6：工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)

図イ建-3-7：工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(1)

図イ建-3-8：工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(2)

図イ建-3-9：工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価

(6) 工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット

今回は工場棟転換工場内のチェックタンク室地下集水槽地下ピットの検査を申請する。

チェックタンク室地下集水槽地下ピットに関する仕様表を表ト建-1-7に、主要な構造材の仕様を表ト建-2-6に、各部位の仕様を表ト建-3-5に示す。

・申請範囲の概要

チェックタンク室地下集水槽地下ピットに関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

(7) 廃棄物貯蔵設備(5)

今回は付属建物第3廃棄物倉庫内の廃棄物貯蔵設備(5)の検査を申請する。

廃棄物貯蔵設備(5)に関する仕様を表ト建-1-5に示す。

・申請範囲の概要

廃棄物貯蔵設備(5)に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

(8) 設備・機器

今回申請する廃棄施設の設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査、又は使用前確認受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

平成15年12月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、“施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う”旨が示され、これに基づき、平成16年を起点とし長期保全計画を策定し、以降10年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきた。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表ト設-気1~85、表ト設-液1~16及び表ト設-固1~3に、配置を図ト配-気1~6、図ト配-液1~3及び図ト配-固1、2に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト設-17に示す。本申請の設備は廃棄物処理工程のなかの、気体廃棄物の廃棄工程、液体廃棄物の廃棄工程、及び固体廃棄物の廃棄工程（事業許可224~227ページ）を構成する設備の一部である（図ト系-1~6、図ト系-液1~2、図ト系-固1参照）。

また、取り外す設備・機器の準備工事範囲及び一時仮置き場所を図イ配準-1、図イ配準-2及び図ト配準-1に示す。

表ト-1 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象建物・構築物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	付属建物第1廃棄物処理所	1式	改造
屋外	付属建物第1廃棄物処理所前室	1式	新設
屋外	付属建物第2廃棄物処理所	1式	改造
屋外	付属建物第3廃棄物倉庫	1式	改造
屋外	付属建物除染室・分析室（鉄扉新設）	1式	改造
屋外	工場棟転換工場チェックタンク室 地下集水槽地下ピット	1式	変更なし
屋外	付属建物第3廃棄物倉庫 廃棄物貯蔵設備(5)	1式	変更なし

表トー2 付属建物第1廃棄物処理所の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 (注)	耐震性能向上の補強方法 (添説建2-IV.1.2-1 表耐震補強の概要参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-IV.1.4-1 表竜巻に対する補強部位参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書一建6参照)
6-a. 柱脚補強	新設ベースプレート、 新設あと施工アンカー 補強	—	—
6-b. 鉄骨ブレース新設	新設鉛直ブレース補強	—	—
6-c. 鉄骨ブレース交換 補強	新設鉛直ブレース補強	—	—
6-d. 鉄骨梁交換補強	新設鉛直ブレース補強	—	—
6-e. 屋根面ブレース追 設	屋根面ブレース補強	—	—
6-f. 柱補強	既存柱のBCT補強	—	—
6-g. 柱梁仕口部補強	既存鉛直ブレース接合 部ボルト増設補強、 大梁継手溶接補強	—	—
6-h. 柱脚部溶接補強	柱脚ベースプレートと 座金の溶接補強	—	—
6-i. 間仕切り壁更新	—	—	モニタ室の間仕切り壁 を耐火壁に交換するこ とで延焼防止
6-j. 外壁サイディング 補強	外壁サイディング補強	既存壁残置でサイディ ング壁の追設で補強	—
6-k. 鋼板新設	腰壁外周側面プレート 補強	既存壁残置で腰壁に鋼 板の追設で補強	—
6-l. シャッタ新設	—	既存鉄扉を撤去し、シ ャッタを新設	—
6-m. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強	—

注) : ・ 4. 工事の方法 4.1.1. 付属建物第1廃棄物処理所(1)手順 参照

- ・ 表ト建-2-1 付属建物第1廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-7(1/3)~(3/3) 参照
- ・ 図イ建-1-2(1/3)~(3/3) 及び 図イ建-1-3(1/2) 参照

表ト-3 附属建物第1廃棄物処理所前室の工事番号及び工事名称

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書一建2-V第1廃棄物処理所前室の耐震計算書参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書一建3-V第1廃棄物処理所前室の竜巻防護設計計算書参照)
7-a. 第1廃棄物処理所前室の新設	—	—

注) : ・ 4. 工事の方法 4.1.2. 附属建物第1廃棄物処理所前室(1)手順 参照

- ・ 表ト建-2-2 附属建物第1廃棄物処理所前室 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-8 参照
- ・ 図イ建-1-2(1/3) 及び 図イ建-1-3(1/2) 参照

表ト-4 附属建物第2廃棄物処理所の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添説建2-VI.1.2-1表 耐震補強の概要参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-VI.1.4-1表 竜巻に対する補強部位参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書一建6参照)
8-a. 柱梁仕口部補強	柱梁仕口パネル補強、ブレース周辺梁接合部補強	—	—
8-b. 外部階段移設	—	—	—
8-c. 耐火壁追設	—	—	間仕切り壁に耐火壁を追設
8-d. エキスパンションジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収(添付説明書一建2-XI)	—	—
8-e. 鋼板新設	—	アルミ窓は鋼板で閉塞する	—
8-f. 外壁サイディング補強	外壁サイディング補強	既存壁残置でサイディング壁の追設で補強	—
8-g. 鉄扉新設	—	既存鉄扉を撤去し、鉄扉を新設	—
8-h. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強	—
8-i. 折板追設補強	—	既存折板は残置で折板の追設で補強	—

注) : ・ 4. 工事の方法 4.1.3. 附属建物第2廃棄物処理所(1)手順 参照

- ・ 表ト建-2-3 附属建物第2廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-9(1/2)~(2/2) 参照
- ・ 図イ建-1-2(1/3)~(3/3) 及び 図イ建-1-3(2/2) 参照

表ト-5 付属建物第3廃棄物倉庫の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添説建2-VII.1.2.耐震補強の内容参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-VII.1.4-1表竜巻に対する補強部位参照)
9-a. 外壁更新	—	既存壁を撤去し、サイディング材に交換することで補強
9-b. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強
9-c. シャッタ交換	—	新しいシャッタに交換することで補強
9-d. 折板張替え補強	—	既存屋根を高強度折板に交換することで補強

注) : ・ 4. 工事の方法 4.1.4. 付属建物第3廃棄物倉庫(1)手順 参照

- ・ 表ト建-2-4 付属建物第3廃棄物倉庫(廃棄物貯蔵設備(5)) 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-10 参照
- ・ 図ト建-4-1(1/2)~(2/2) 及び 図ト建-4-2 参照

表ト-6 付属建物除染室・分析室の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3-IX参照)
10-a. 鉄扉新設	—	新設鉄扉

注) : ・ 4. 工事の方法 4.1.5. 付属建物除染室・分析室(1)手順 参照

- ・ 表ト建-2-5 付属建物除染室・分析室(鉄扉新設) 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/2)及び表1-3-11 参照

表ト-7(1) 放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄物の廃棄設備）の申請対象機器及び変更内容(1/3)

施設区分	名称	員数	変更内容
気体廃棄設備(1)	給気ファン	1 式	改造、変更なし
	排気ファン	1 式	改造、変更なし
	高性能エアフィルタ	1 式	改造
	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	新設、変更なし
	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	新設、改造、変更なし
	給気ダクト・ダンパ	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エアフィルタ）	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （高性能エアフィルタ～排気塔）	1 式	改造
	スクラバ（焙焼・還元炉、乾燥機系統）	1 式	更新
	水スクラバ（ウラン回収第1系列系統）	1 式	変更なし
	アルカリスクラバ（ウラン回収第1系列系統）	1 式	変更なし
	排ガス冷却装置（ウラン回収第1系列系統）	1 式	変更なし
	コンデンサ（ウラン回収第1系列系統）	1 式	変更なし
	スクラバ（ウラン回収第2系列系統）	1 式	変更なし
	排ガス分解装置	1 式	改造
スクラバ（分析系統）	1 式	改造	
気体廃棄設備(2)	給気ファン	1 式	改造、変更なし
	排気ファン	1 式	改造、変更なし
	高性能エアフィルタ	1 式	改造
	給気逆流防止ダンパ （屋外との境界部）	1 式	新設
	排気逆流防止ダンパ （屋外との境界部）	1 式	改造、変更なし
	給気ダクト・ダンパ	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エアフィルタ）	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （高性能エアフィルタ～排気塔）	1 式	改造

表ト-7(1) 放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄物の廃棄設備）の申請対象機器及び変更内容(2/3)

施設区分	名称	員数	変更内容
気体廃棄設備(3)	給気ファン	1 式	変更なし
	排気ファン	1 式	改造、変更なし
	高性能エアフィルタ	1 式	改造
	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	変更なし
	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	変更なし
	給気ダクト・ダンパ	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エアフィルタ）	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （高性能エアフィルタ～排気塔）	1 式	改造
気体廃棄設備(4)	給気ファン	1 式	変更なし
	排気ファン	1 式	変更なし
	高性能エアフィルタ	1 式	改造
	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	変更なし
	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	変更なし
	給気ダクト・ダンパ	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エアフィルタ）	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （高性能エアフィルタ～排気塔）	1 式	改造
気体廃棄設備(5)	給気ファン	1 式	変更なし
	排気ファン	1 式	変更なし
	高性能エアフィルタ	1 式	改造
	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	新設
	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	1 式	改造
	給気ダクト・ダンパ	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （部屋、設備～高性能エアフィルタ）	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ （高性能エアフィルタ～排気塔）	1 式	改造
	スクラバ	1 式	変更なし

表ト-7(1) 放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄物の廃棄設備）の申請対象機器及び変更内容(3/3)

施設区分	名称	員数	変更内容
気体廃棄設備(6)	空調機給気ファン	1 式	変更なし
	排気ファン	1 式	変更なし
	高性能エアフィルタ	1 式	改造、変更なし
	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)	1 式	新設
	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)	1 式	新設
	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)	1 式	新設
	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)	1 式	新設
	給気ダクト・ダンパ	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1 式	改造
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	1 式	改造

表ト-7(2) 放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄物の廃棄設備）の申請対象機器及び変更内容

施設区分	名称	員数	変更内容
廃液処理 設備(1)	転換第1 廃液貯槽	1 基	改造
	洗浄液受槽	1 基	改造
	洗浄液バグフィルタ	2 基	変更なし
	ろ液受槽	1 基	改造
	ろ液バグフィルタ	2 基	変更なし
	地下集水槽	2 基	改造
	転換第2 廃液貯槽	1 基	改造
	混合槽	1 基	改造
	集水槽(チェック)	3 基	改造
	廃液貯槽（ウラン回収(第1系列)系統)	1 基	改造
	イオン交換塔(廃液処理設備(1))	1 式	撤去
廃液処理 設備(4)	貯留タンク	2 基	改造
	貯留タンク(チェック)	3 基	改造
	ろ過機	1 基	改造
	ろ液受槽	1 基	変更なし
	堰（貯留タンク、貯留タンク（チェック）、ろ過機）	1 式	改造
	集水槽	1 基	改造

表ト-7(3) 放射性廃棄物の廃棄施設（固体廃棄物の廃棄設備）の申請対象機器及び変更内容

施設区分	名称	員数	変更内容
保管廃棄 設備	クレーン	1 基	変更なし
焼却設備	集塵機	1 基	改造
	クレーン	3 基	改造

表ト一付 1(1) 申請機器名称対比表（気体廃棄物の廃棄設備）（1/5）

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
608	工場棟転換工場、付属建物第2核燃料 倉庫、付属建物除染室・分析室の気体 廃棄物の廃棄設備*2	給気ファン
609		
617		
608		排気ファン
610		
617		
627		
639		高性能エアフィルタ
608		
611		
608	—	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
612	—	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
608	—	給気ダクト・ダンパ
613	—	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
608	工場棟転換工場、付属建物第2核燃料 倉庫、付属建物除染室・分析室の気体 廃棄物の廃棄設備*2	給気ダクト・ダンパ
614		
622		
628		排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
608		
615		
623		
629	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	
608		
616	排ガス分解装置	スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統)
608	スクラバ	水スクラバ (ウラン回収第1系列系統)
626	—	アルカリススクラバ (ウラン回収第1系列系統)
608	—	排ガス冷却装置 (ウラン回収第1系列系統)
630	—	
608	—	
631	—	
608	—	
632	—	

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

*2：既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表ト一付 1(1) 申請機器名称対比表 (気体廃棄物の廃棄設備) (2/5)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
608	—	コンデンサ
633		(ウラン回収第1系列系統)
608	—	スクラバ
634		(ウラン回収第2系列系統)
608	排ガス分解装置	排ガス分解装置
635		
637		
608	スクラバ	スクラバ
638		(分析系統)
640	工場棟成型工場、放射線管理棟の気体 廃棄物の廃棄設備*2	給気ファン
641		
649		
640		排気ファン
642		
649		
652		
640		高性能エアフィルタ
643		
640		—
644	(屋外との境界部)	
640	—	排気逆流防止ダンパ
645		(屋外との境界部)
640	工場棟成型工場の気体廃棄物の廃棄設 備*2	給気ダクト・ダンパ
646		
650		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
640		
647		
651		排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
640		
648		

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

*2：既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表ト一付 1(1) 申請機器名称対比表 (気体廃棄物の廃棄設備) (3/5)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
653	加工棟成型工場の気体廃棄物の廃棄設備*2	給気ファン
654		
662		
653		排気ファン
655		
662		
665		高性能エアフィルタ
653		
656		
653	—	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
657	—	
653	—	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
658	—	
653	加工棟成型工場の気体廃棄物の廃棄設備*2	給気ダクト・ダンパ
659		
663		
653		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
660		
664		排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
653		
661		
666	付属建物第 3 核燃料倉庫の気体廃棄物の廃棄設備*2	給気ファン
667		
675		
666		排気ファン
668		
675		
678		高性能エアフィルタ
666		
669		
666		給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
670		

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

*2：既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表ト一付 1(1) 申請機器名称対比表 (気体廃棄物の廃棄設備) (4/5)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
666	附属建物第 3 核燃料倉庫の気体廃棄物の廃棄設備*2	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
671		
666		
672		給気ダクト・ダンパ
676		
666		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
673		
677		
666		排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
674		
679	附属建物第 1 廃棄物処理所の気体廃棄物の廃棄設備*2	給気ファン
680		
688		
679		
681		排気ファン
688		
691		
679		高性能エアフィルタ
682		
679		給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
683		
679		排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
684		
679		給気ダクト・ダンパ
685		
689		
679		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)
686		
690		
679		排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)
687		
679	スクラバ (局所排気系統)	
692		

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

*2：既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表トー付 1(1) 申請機器名称対比表 (気体廃棄物の廃棄設備) (5/5)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
693	付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第2 廃棄物処理所の気体廃棄物の廃棄設備 *2	空調機給気ファン
694		
704		
693		
695		排気ファン
691		
704		
693		高性能エアフィルタ
696		
693		給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)
697		
693		給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)
698		
693		排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)
699		
693		排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)
700		
693		給気ダクト・ダンパ
701		
705		
693	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	
702		
706	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	
693		
703		

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

*2：既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表ト一付 1(2) 申請機器名称対比表 (液体廃棄物の廃棄設備)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
707	転換第一廃液貯槽	転換第 1 廃液貯槽
708	液面高検知設備	
709	洗浄液受槽	洗浄液受槽
711	—	
710	洗浄液バグフィルタ A/B	洗浄液バグフィルタ
712	ろ液受槽	ろ液受槽
714	—	
713	ろ液バグフィルタ A/B	ろ液バグフィルタ
715	地下集水槽	地下集水槽
717	液面高検知設備	
718	—	
716	地下ピット	地下ピット
719	転換第二廃液貯槽	転換第 2 廃液貯槽
720	液面高検知設備	
721	混合槽	混合槽
722	液面高検知設備	
723	集水槽	集水槽(チェック)
724	液面高検知設備	
725	液貯槽(廃液貯槽)	廃液貯槽(ウラン回収(第 1 系列)系統)
726	—	
752	貯留タンク(1)	貯留タンク
753		
754	貯留タンク(2)	貯留タンク(チェック)
755		
756	濾過機	ろ過機
757	—	ろ液受槽
758		
759	—	堰(貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機)
760	—	集水槽
761		

*1: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表ト一付 1(3) 申請機器名称対比表 (固体廃棄物の廃棄設備)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
792	集塵装置	集塵機
797	電動ホイスト	クレーン
823	クレーン	クレーン

*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表ト-8 放射性廃棄物の廃棄施設（液体・固体廃棄物の廃棄設備）の取り外し対象機器

設置場所	名称		事業許可 番号 ^{注1)}	取り外し設備 の区分 ^{注2)}
附属建物 シリンダ洗浄 棟	廃液処理 設備 (3)	20 ^{注3)} 廃液貯槽(洗浄工程)	727	区分3
		21 ^{注3)} 沈殿槽	729	区分3
		22 ^{注3)} 遠心ろ過機	731	区分3
		23 ^{注3)} 液受槽	732	区分3
		24 ^{注3)} ろ過機	734	区分3
		25 ^{注3)} 液受槽	735	区分3
		26 ^{注3)} 集水槽(チェック)	737	区分3
		27 ^{注3)} イオン交換塔	739	区分3
		28 ^{注3)} 液受槽	741	区分3
		29 ^{注3)} 乾燥機	743	区分3
		30 ^{注3)} フードボックス	744	区分3
	31 ^{注3)} 廃液貯槽(チェック)	745	区分3	
放射線管理棟	固体廃棄 物処理設 備	32 ^{注3)} ドラム缶用廃棄物プレス	804	区分3
附属建物 除染室・分析室	除染設備	34 ^{注3)} 廃水中和設備(配管系統を含む)	806	区分3
		35 ^{注3)} 分別・解体フード(ドラム缶傾転 機を含む)	808	区分3
		36 ^{注3)} 水洗槽(配管系統を含む)	809	区分3
		39 ^{注3)} 乾燥機	813	区分3
		41 ^{注3)} クレーン	815	区分3
放射線管理棟		42 ^{注3)} 解体用フードボックス	816	区分3
		43 ^{注3)} 切断機	817	区分3

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1: 撤去し廃棄する設備・機器

区分2: 仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3: 取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図イ配準-1「工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図」、図イ配準-2「附属建物 シリンダ洗浄棟 設備・機器準備工事範囲図」及び図ト配準-1「放射線管理棟 設備・機器準備工事範囲図」における当該機器の番号を示す。

4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

4. 1. 建物・構築物

4. 1. 1. 付属建物第1廃棄物処理所

(1) 手順

今回申請の付属建物第1廃棄物処理所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。また、付属建物第1廃棄物処理所の建物改修工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を6-a.～6-m.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第1廃棄物処理所に核燃料物質はない。
- ・ 気体廃棄設備(5)及び気体廃棄設備(6)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 付属建物第1廃棄物処理所にある気体廃棄設備(5)を停止させる必要がある場合は、隣接する付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟の気体廃棄設備(6)を運転し、付属建物第1廃棄物処理所との境界扉を開放することで、付属建物第1廃棄物処理所の負圧維持、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお第1種管理区域の境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。また、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
また、第1種管理区域の境界にある鉄扉、シャッタの補強又は交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
- ・ 第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、鉄筋コンクリートを打設し、床を復旧する。工事後の第1種管理区域内の床は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料（難燃性材料）で仕上げる。

- ・ 復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、付属建物廃棄物管理棟に搬送し、保管する。
- 6-a. 柱脚補強^{(注1)(注2)}：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の柱脚部を鉄筋コンクリート及び鋼板(ベースプレート)で根巻き補強する。
配置を図ト建-1-9~12に示す。
 - 6-b. 鉄骨ブレース新設^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレース(筋交い)を新設する。
配置を図ト建-1-9及び11~14に、鉄骨ブレース補強概略図を図ト建-1-16に示す。
 - 6-c. 鉄骨ブレース交換補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の既存鉄骨ブレース(筋交い)を撤去し、新たな鉄骨ブレースの交換により補強する。
配置を図ト建-1-9~10及び12に、鉄骨ブレース補強概略図を図ト建-1-16に示す。
 - 6-d. 鉄骨梁交換補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の鉄骨梁を撤去し、新たな鉄骨梁の交換により補強する。
配置を図ト建-1-7、9及び11に示す。
 - 6-e. 屋根面ブレース追設^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレース(筋交い)を追設する。
配置を図ト建-1-8に、屋根面ブレース補強概略図を図ト建-1-15に示す。
 - 6-f. 柱補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の既存鉄骨柱を鋼材により補強する。
配置を図ト建-1-7及び10に示す。
 - 6-g. 柱梁仕口部補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の大梁仕口部及び継手部を溶接により補強する。
配置を図ト建-1-7~10及び12に、柱梁仕口部補強概略図を図ト建-1-16に示す。
 - 6-h. 柱脚部溶接補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接により補強する。
配置を図ト建-1-6及び9~12に、柱脚部溶接補強概略図を図ト建-1-16に示す。
 - 6-i. 間仕切り壁更新^(注3)：内部火災による延焼防止を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の間仕切り壁を耐火壁に更新する。
配置を図ト建-1-1に示す。
 - 6-j. 外壁サイディング補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。
配置を図ト建-1-1~2、4、及び6~14に、外壁サイディング補強概略図を図ト建-1-15に示す。
 - 6-k. 鋼板新設^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所外周の腰壁部に鋼板を新設する。
配置を図ト建-1-6及び9~12に示す。
 - 6-l. シャッター新設^(注2)：前室の新設に伴い、付属建物第1廃棄物処理所廃棄物処理室の既存鉄扉を撤去し、シャッターを新設する。
配置を図ト建-1-1及び4に示す。
 - 6-m. 鉄扉補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第1廃棄物処理所の既存鉄扉(SD-35及びSD-74)を鉄扉補強材により補強する。
配置を図イ建-1-6、図ト建-1-1及び4に、建具表を図イ建-1-7に、鉄扉補強図を図イ建-1-7-1に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

注3) 石膏ボード施工マニュアル（石膏ボード工業会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認すると共に、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

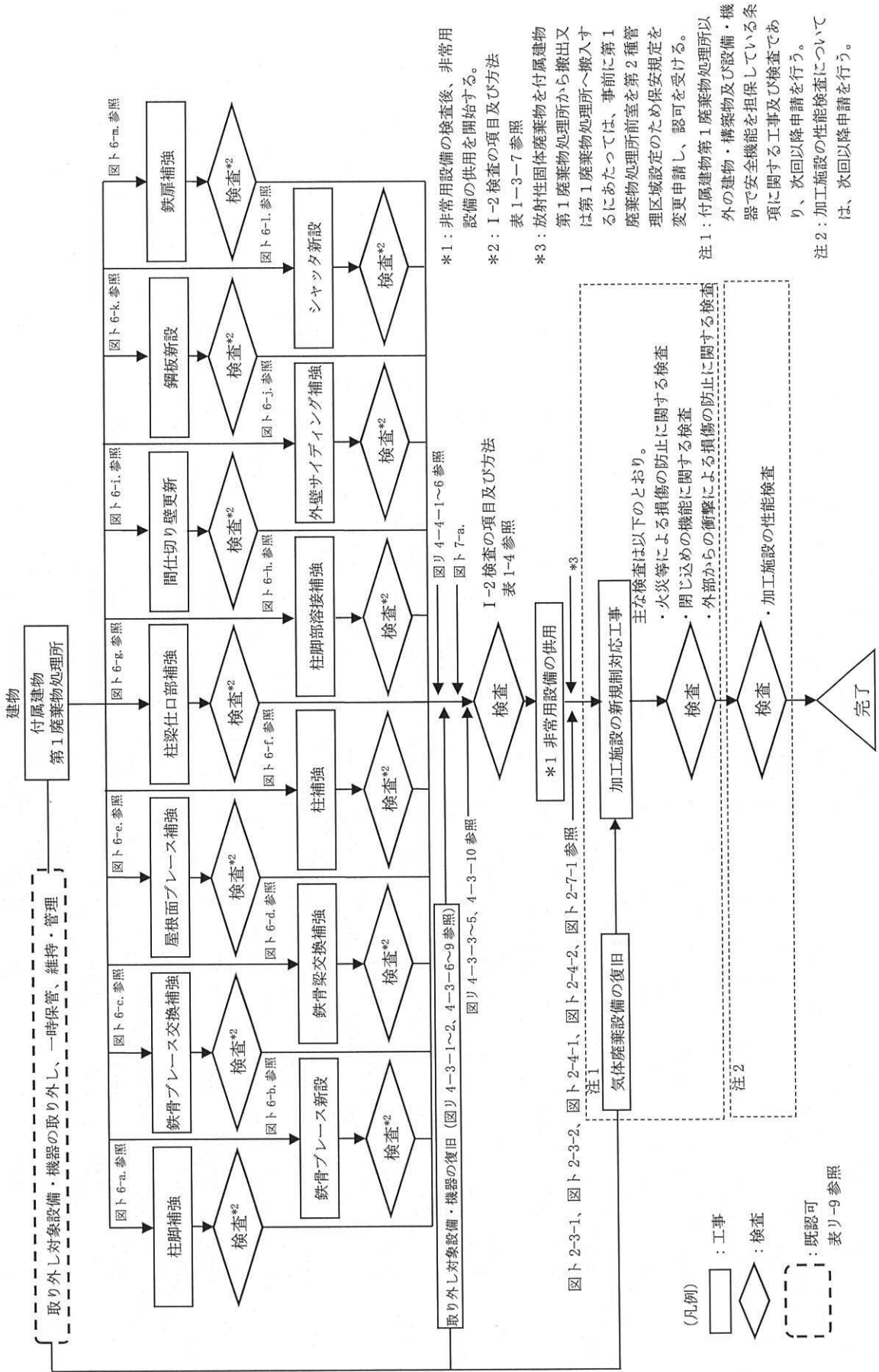
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業員は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

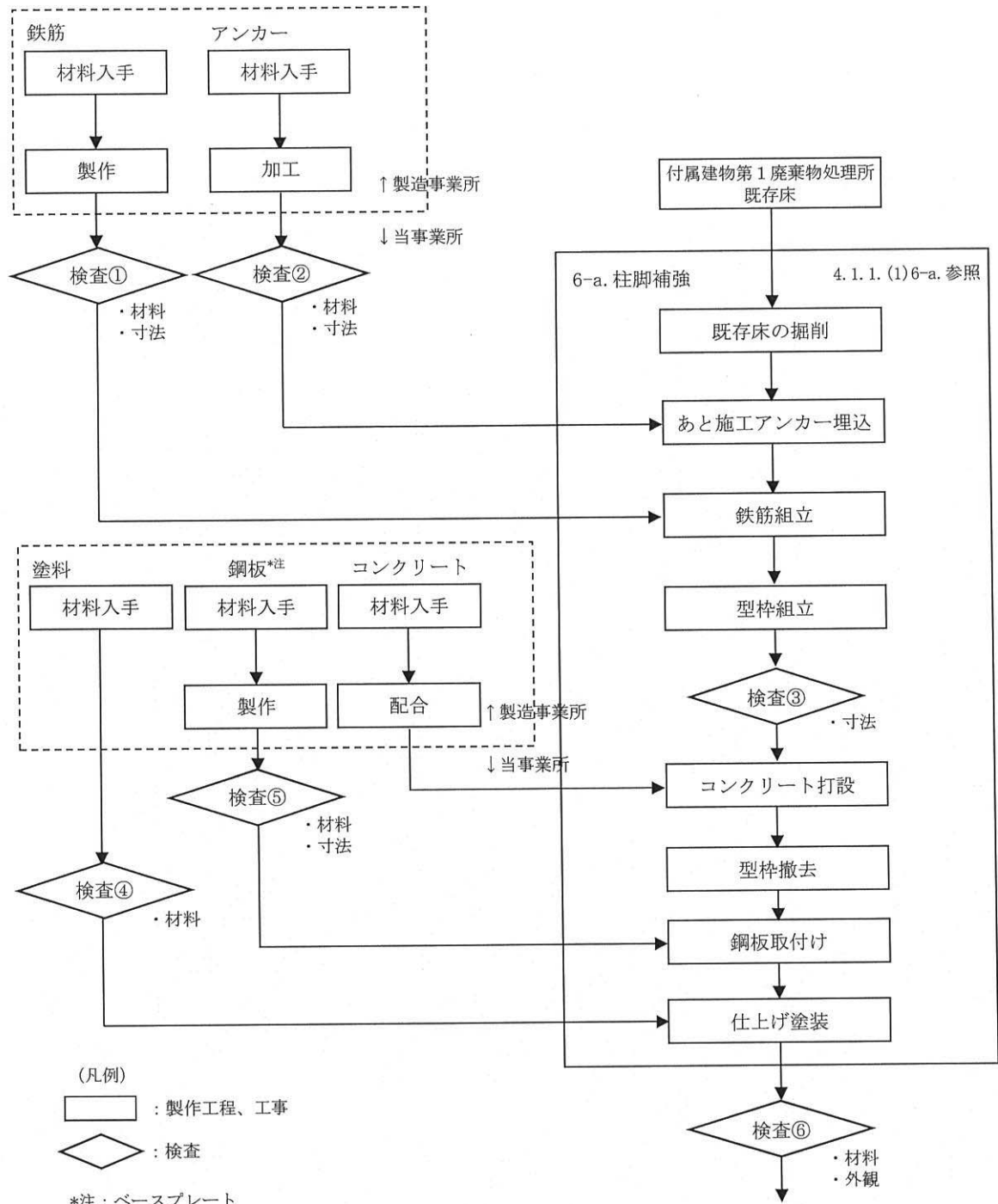
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

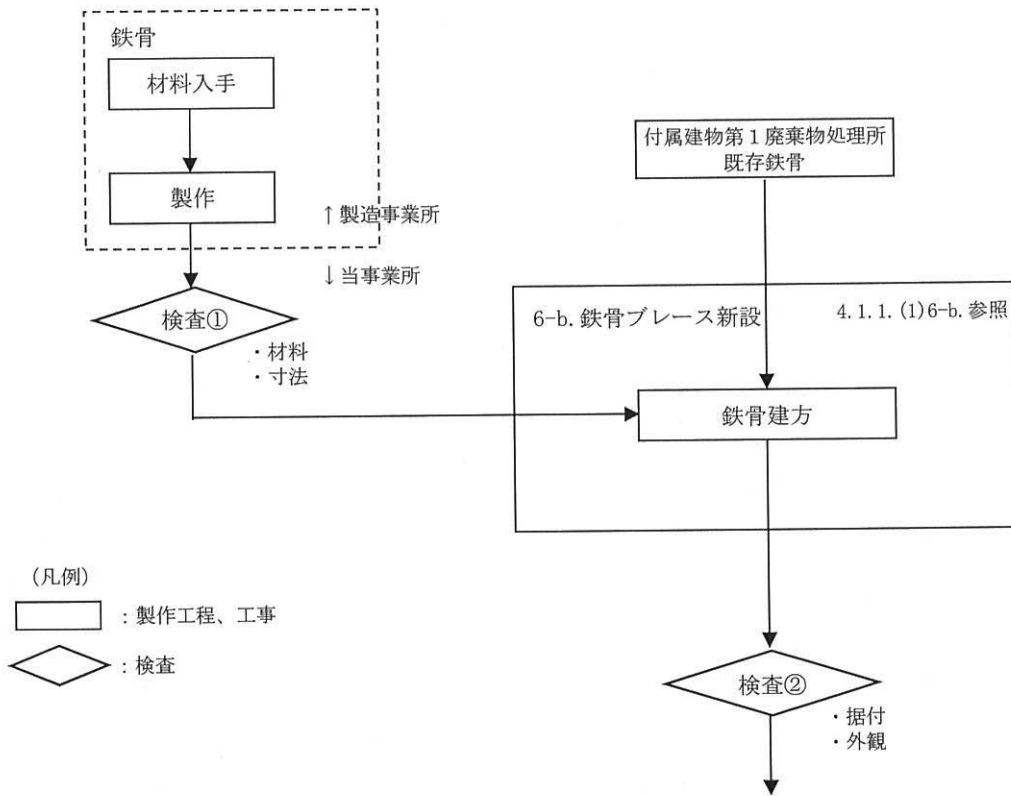


図ト1-1 工事の手順フロー図



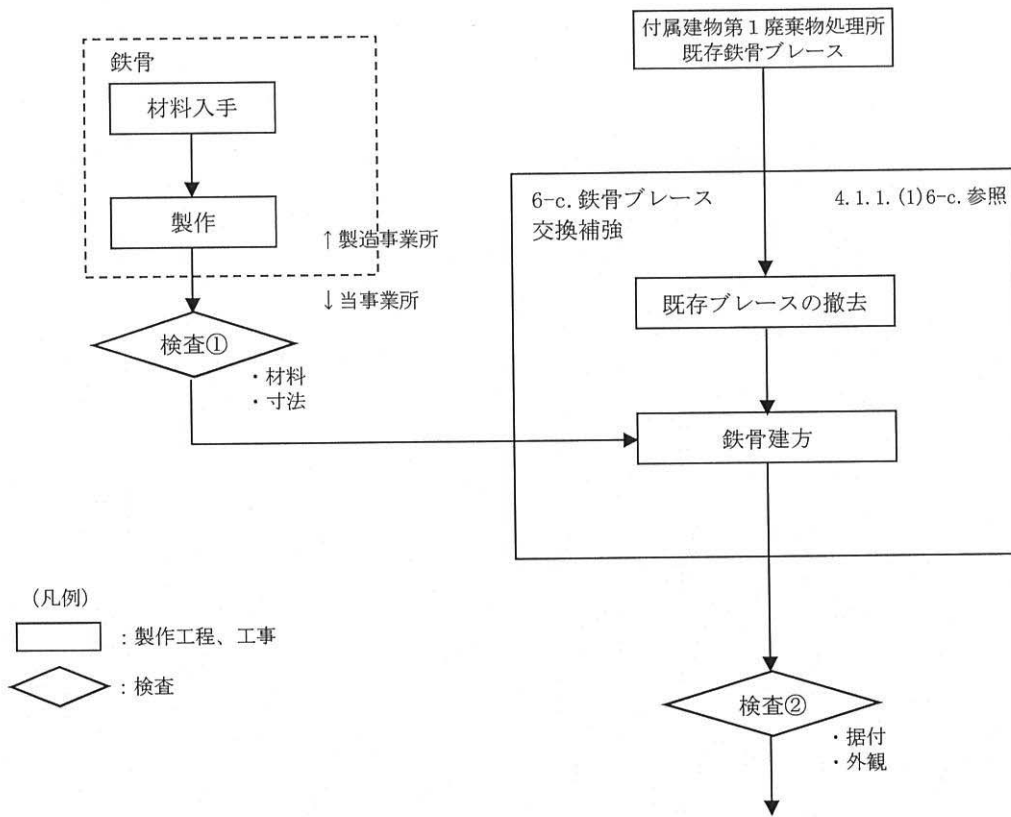
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-a. 柱脚補強の手順フロー図



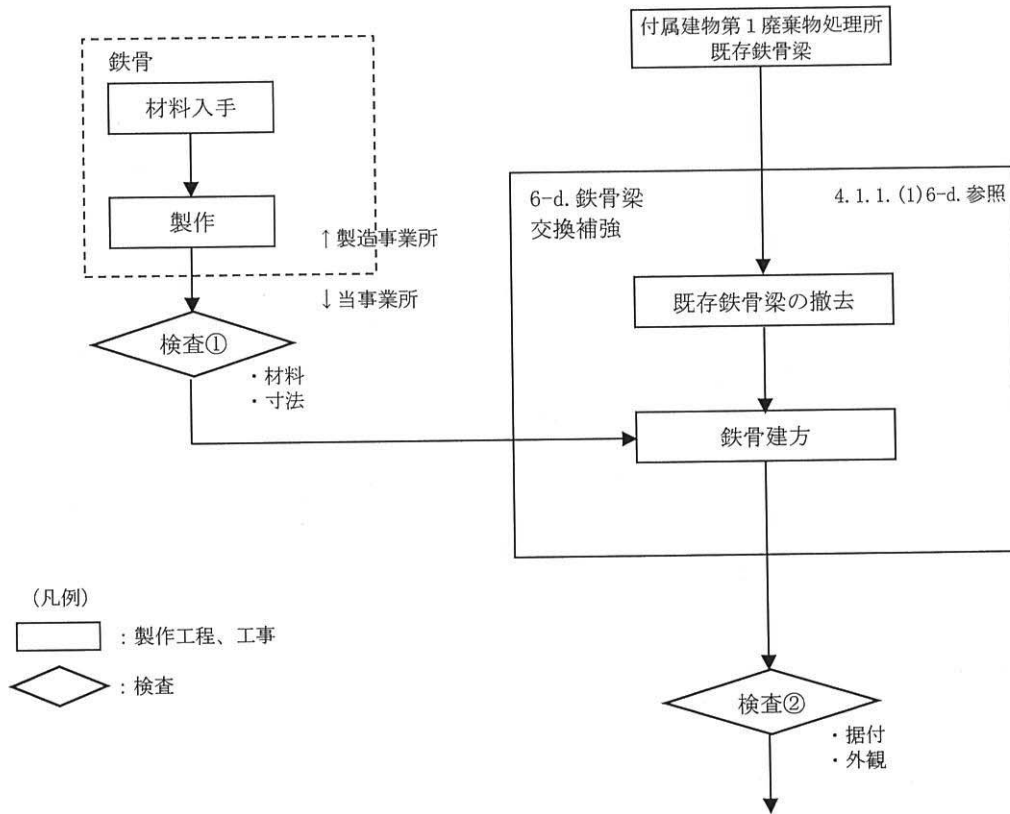
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-b. 鉄骨ブレース新設の手順フロー図



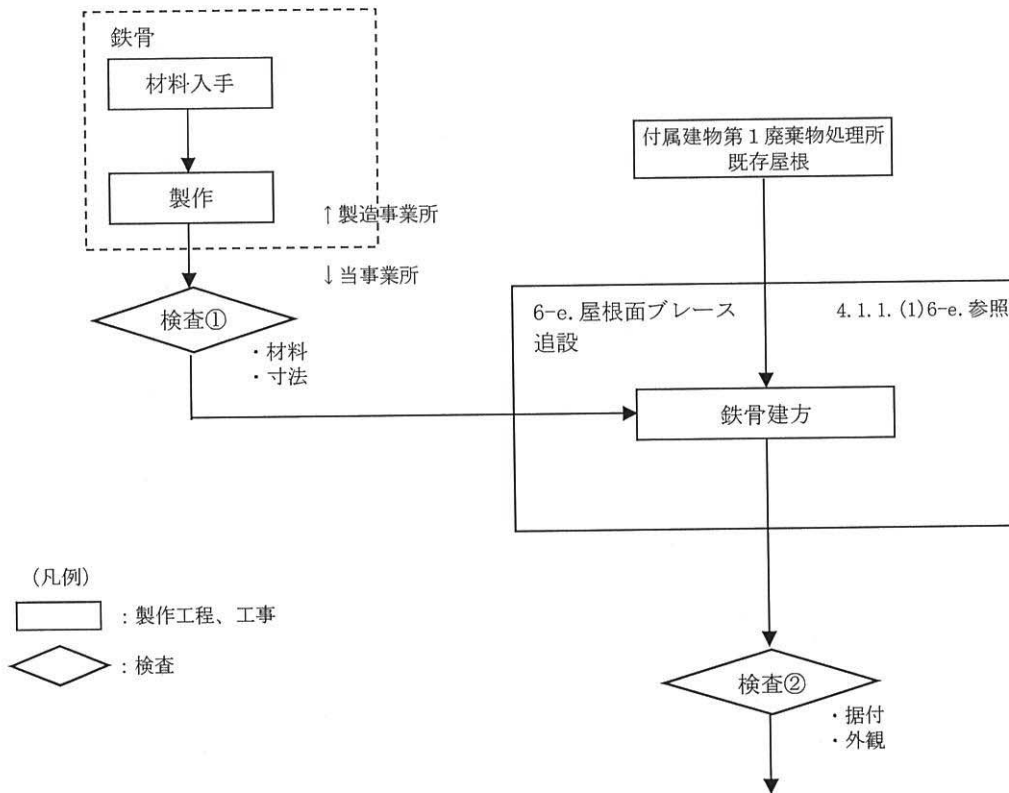
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-c. 鉄骨ブレース交換補強の手順フロー図



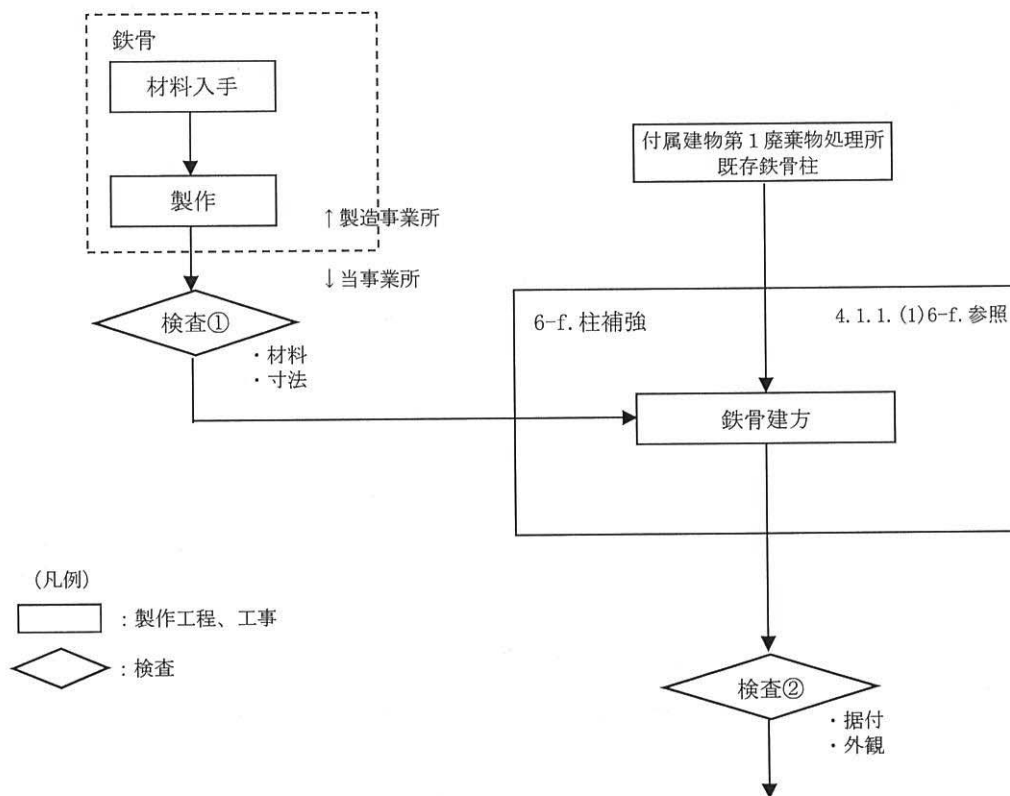
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-d. 鉄骨梁交換補強の手順フロー図



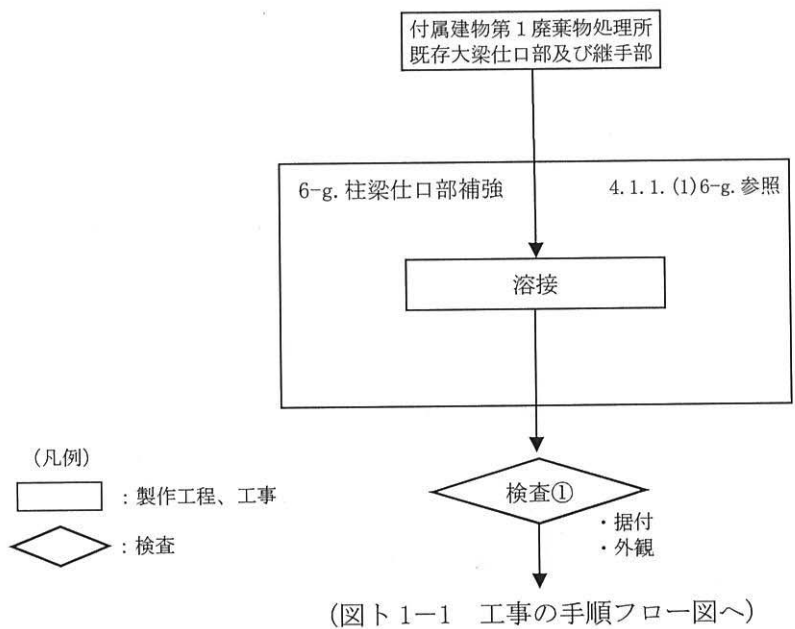
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-e. 屋根面ブレース追設の手順フロー図

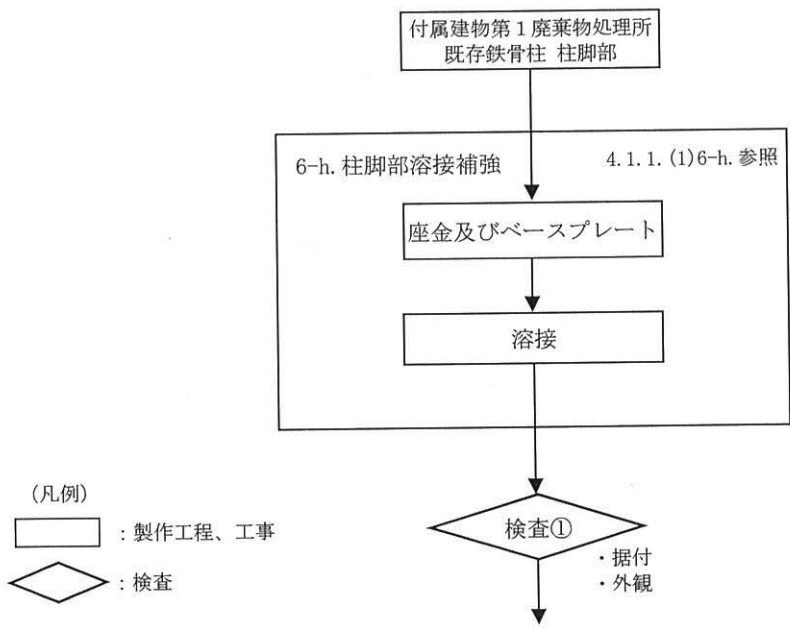


(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-f. 柱補強の手順フロー図

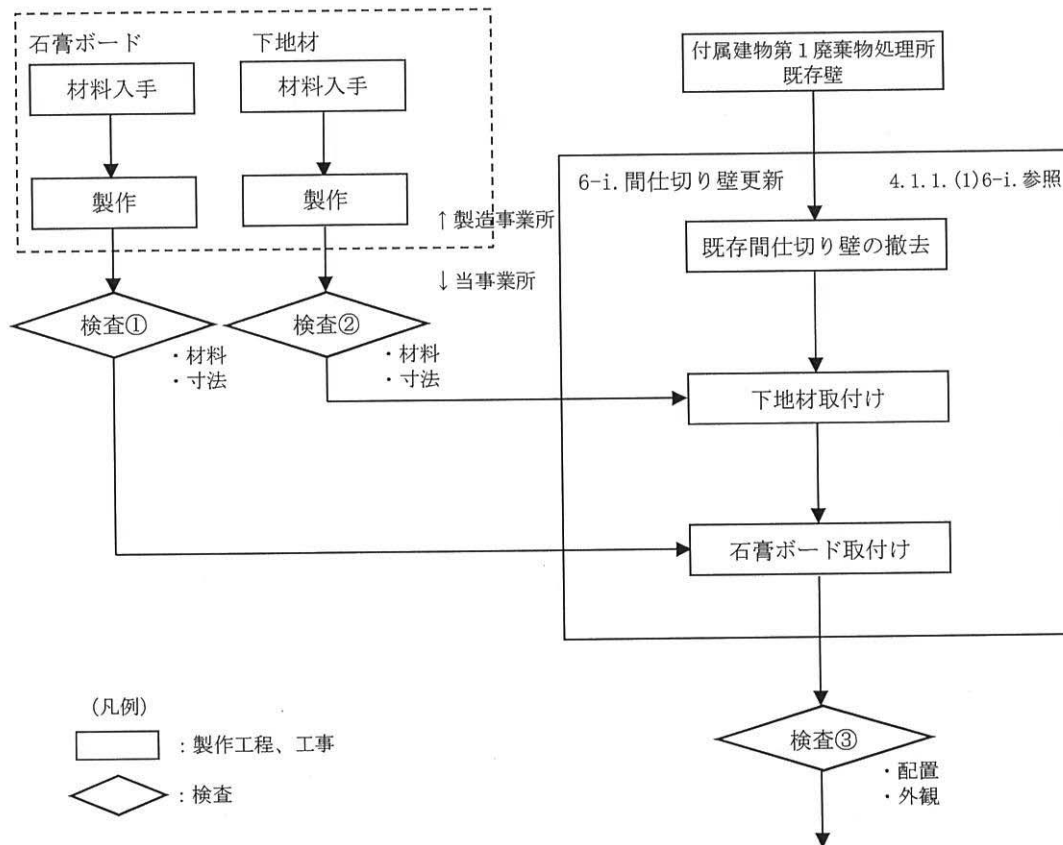


図ト 6-g. 柱梁仕口部補強の手順フロー図



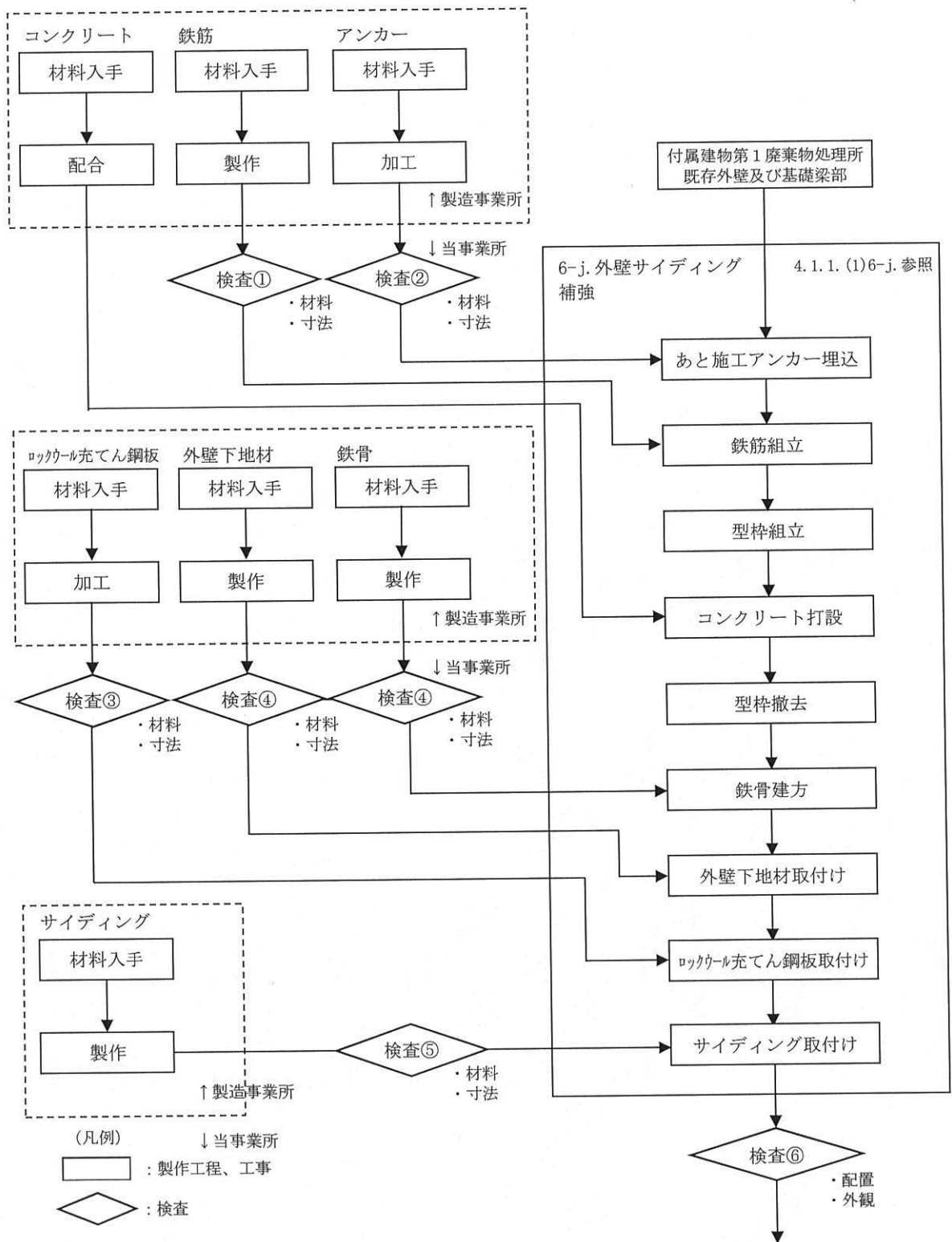
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-h. 柱脚部溶接補強の手順フロー図



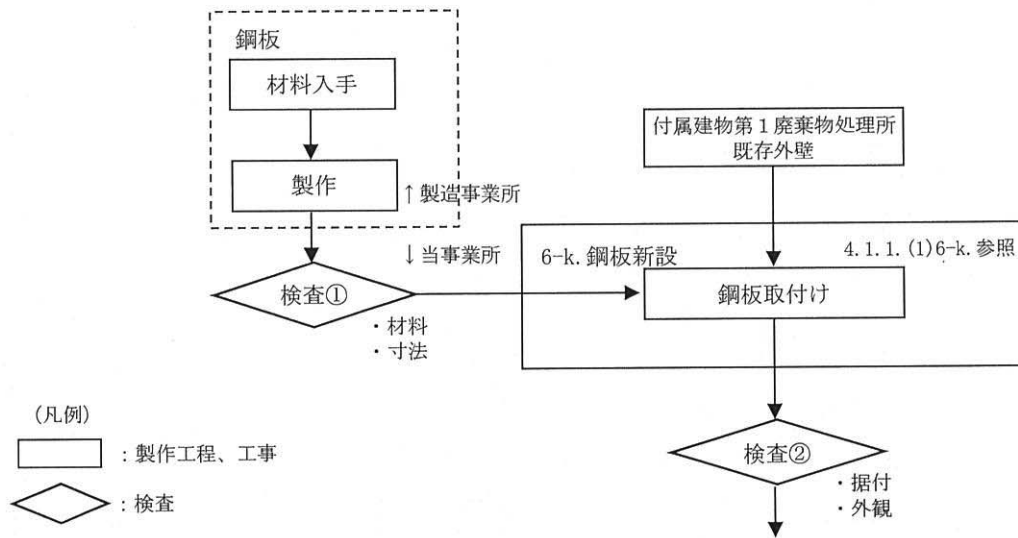
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-i. 間仕切り壁更新の手順フロー図



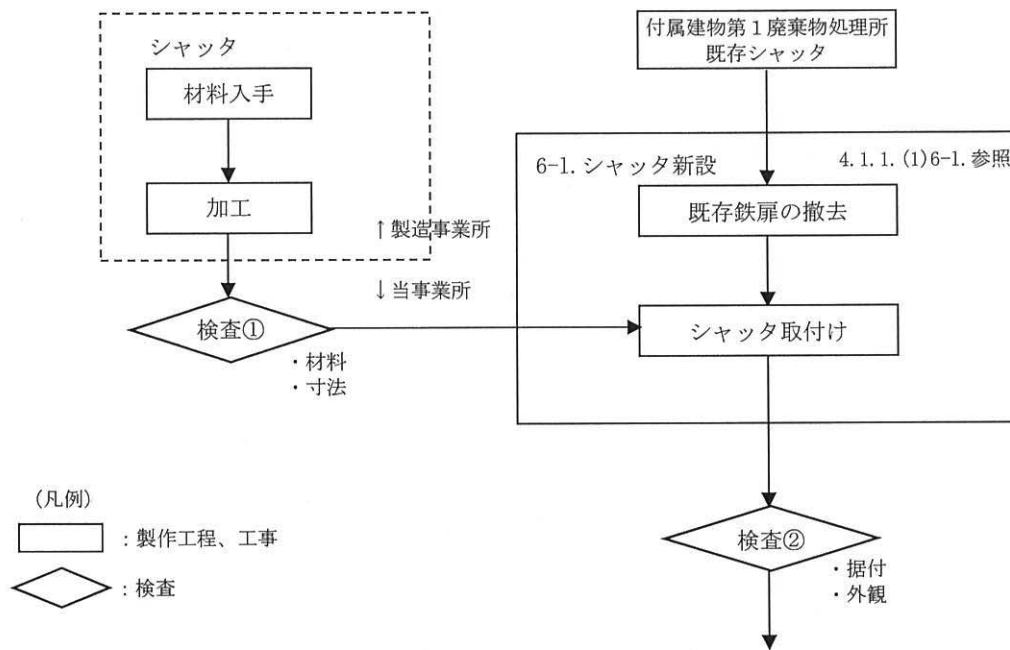
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-j. 外壁サイディング補強の手順フロー図



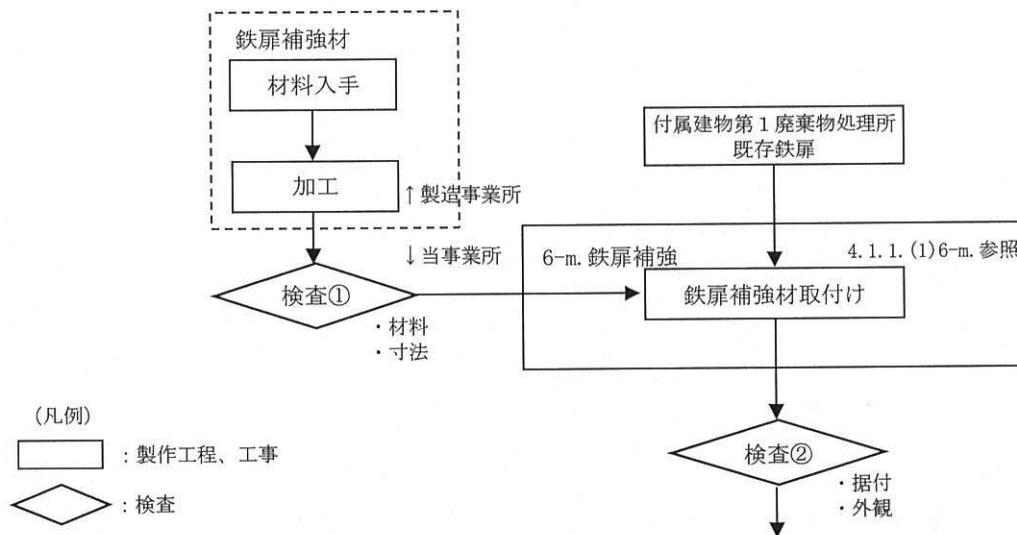
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-k. 鋼板新設の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-1. シャッター新設の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-m. 鉄扉補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-7(1/3)～(3/3)に示す。

4. 1. 2. 付属建物第1廃棄物処理所前室

(1) 手順

今回申請の付属建物第1廃棄物処理所前室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト7-a. 参照）により行う。また、付属建物第1廃棄物処理所前室の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を7-a. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

本工事は新設工事であり、建物の遮蔽能力に影響はなく、また核燃料物質は近傍にないので、特別な措置は講じない。

7-a. 付属建物第1廃棄物処理所前室の新設^(注1、注2、注3)：付属建物第1廃棄物処理所の廃棄物処理室前に前室を新設する。

配置を図ト建-1-1~2、4、6~7、13及び図ト建-2-1~7に、エキスパンションジョイントの配置を図イ建-1-5に、鉄扉の配置を図イ建-1-6に、建具表を図イ建-1-7に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

注3) 建築用エキスパンションジョイントの手引き

（日本エキスパンションジョイント工業会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認すると共に、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

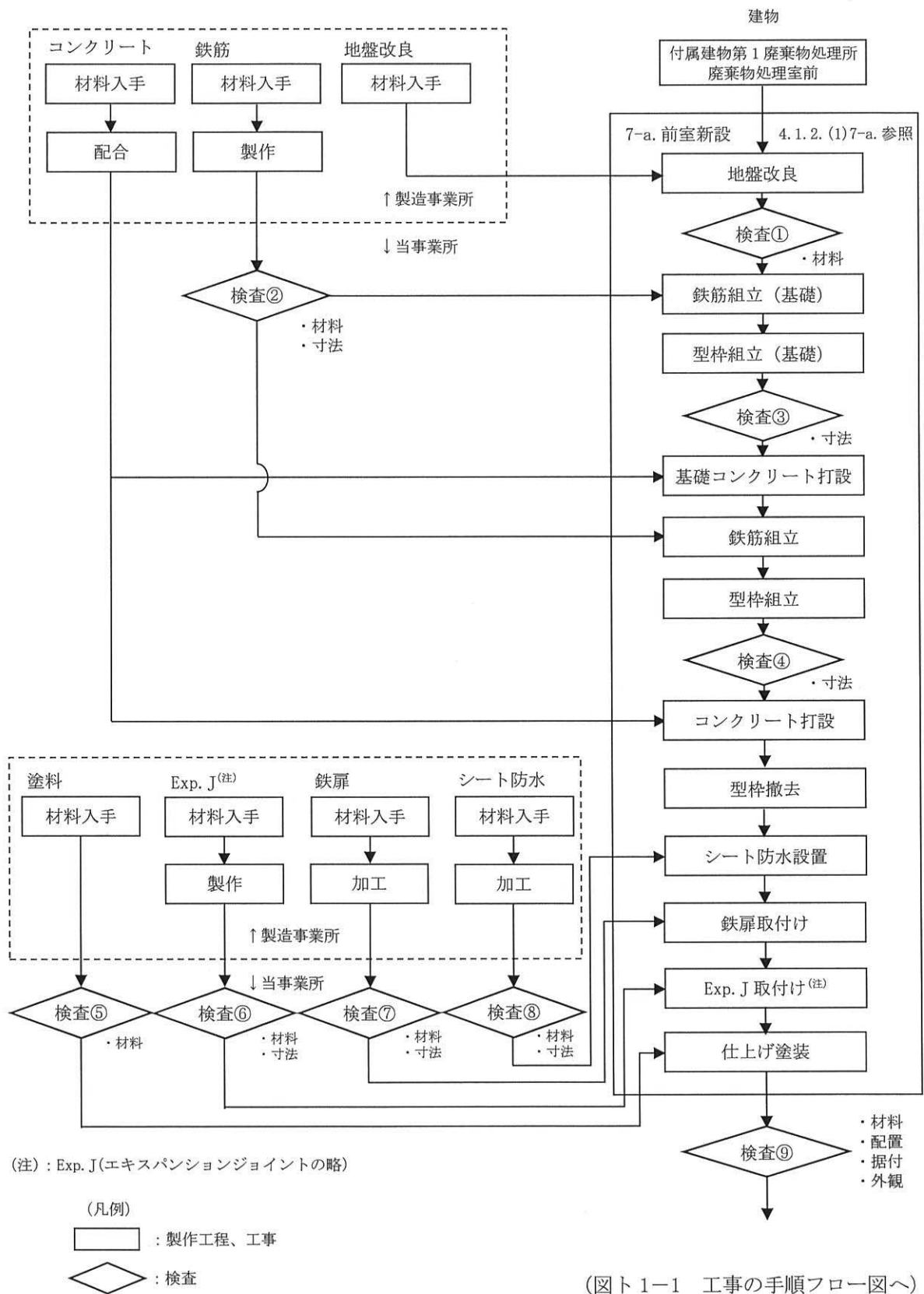
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



図ト 7-a. 第1廃棄物処理所前室の新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I - 2 検査の項目及び方法」の表 1-1(1/4)に、検査の方法を表 1-3-8 に示す。

4. 1. 3. 付属建物第2廃棄物処理所

(1) 手順

今回申請の付属建物第2廃棄物処理所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-2参照）により行う。また、付属建物第2廃棄物処理所の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を8-a.～8-g.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第2廃棄物処理所に核燃料物質はない。
- ・ 気体廃棄設備(5)及び気体廃棄設備(6)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 付属建物第2廃棄物処理所にある気体廃棄設備(6)を停止させる必要がある場合は、隣接する付属建物第1廃棄物処理所の気体廃棄設備(5)及び付属建物シリンダ洗浄棟の気体廃棄設備(6)を運転し、付属建物第2廃棄物処理所との境界扉を開放することで、付属建物第2廃棄物処理所の負圧維持、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお第1種管理区域の境界開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。また、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
また、第1種管理区域の境界にある鉄扉、シャッタの補強又は交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
- ・ 第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、鉄筋コンクリートを打設し、床を復旧する。工事後の第1種管理区域内の床は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料（難燃性材料）で仕上げる。
- ・ 復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。2000ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、付属建物廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

8-a. 柱梁仕口部補強^(注2)：耐震性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追設、又は既存の座金及びベースプレートを溶接により補強する。
配置を図ト建-3-7～13に示す。

- 8-b. 外部階段移設^(注2)：付属建物第2廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する。
配置を図ト建-3-1~2、4、6~7に示す。
- 8-c. 耐火壁追設^(注3)：内部火災による延焼防止を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する。
配置を図ト建-3-1~2に示す。
- 8-d. エキスパンションジョイント改造^(注4)：耐竜巻性能向上を目的に、南北渡り廊下と付属建物第1廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する。
配置を図イ建-1-5及び図ト建-3-1に示す。
- 8-e. 鋼板新設^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する。
配置を図ト建-3-1に示す。
- 8-f. 外壁サイディング補強^{(注2)(注4)}：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。
また、南北渡り廊下と付属建物第1廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する。
配置を図イ建-1-5及び図ト建-3-1~4及び6~20に、外壁サイディング補強及び増打ち基礎概略図を図ト建-3-21に示す。
- 8-g. 鉄扉新設^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する。
配置を図イ建-1-6、図ト建-3-1及び図ト建-3-4に、建具表を図イ建-1-7に示す。
- 8-h. 鉄扉補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する。
配置を図イ建-1-6、図ト建-3-1~2及び図ト建-3-4に、建具表を図イ建-1-7に、鉄扉補強図を図イ建-1-7-1に示す。
- 8-i. 折板追設補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC屋根は残置し、折板の追設により補強する。
配置を図ト建-3-3に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)

注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—(日本建築学会)

注3) 石膏ボード施工マニュアル(石膏ボード工業会)

注4) 建築用エキスパンションジョイントの手引き
(日本エキスパンションジョイント工業会)

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認すると共に、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

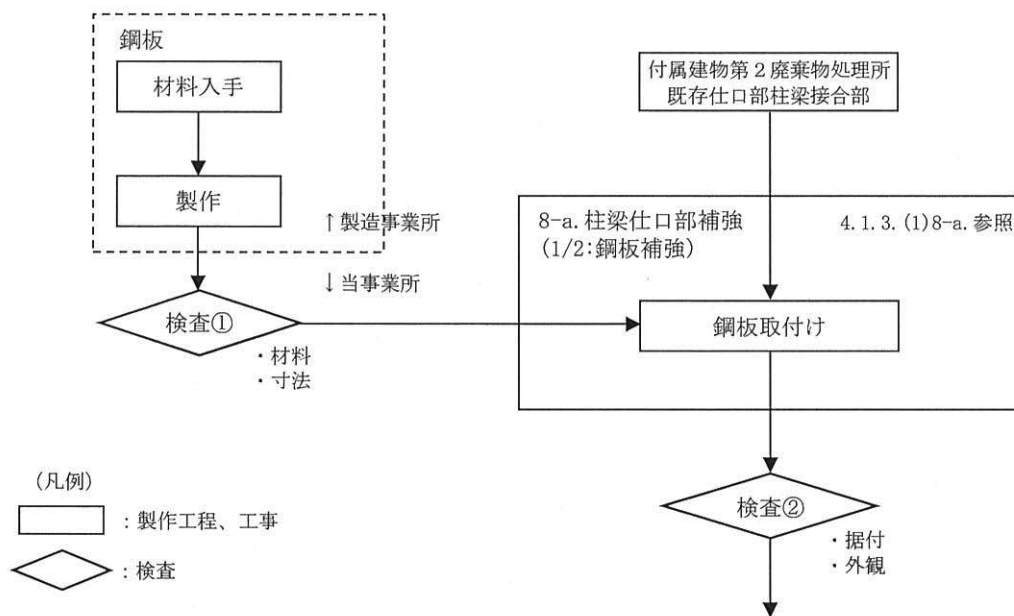
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業員は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

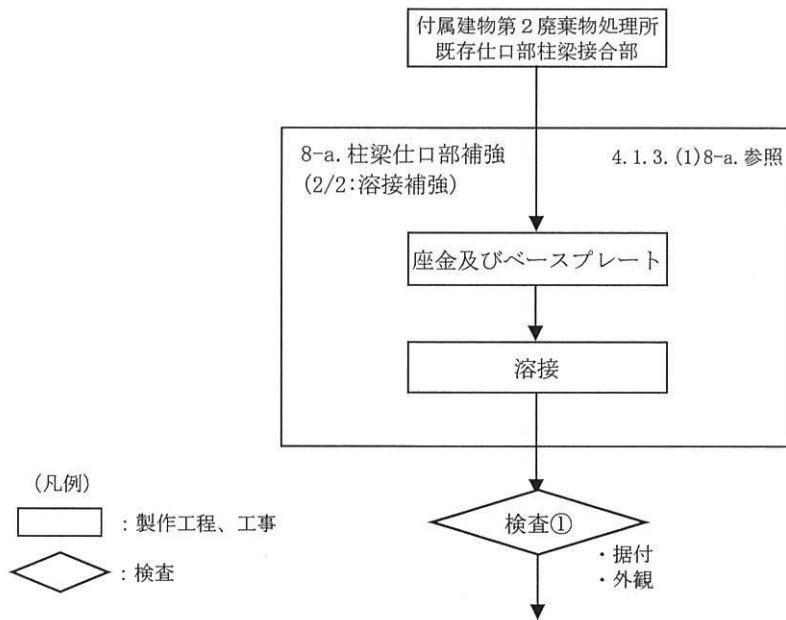
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



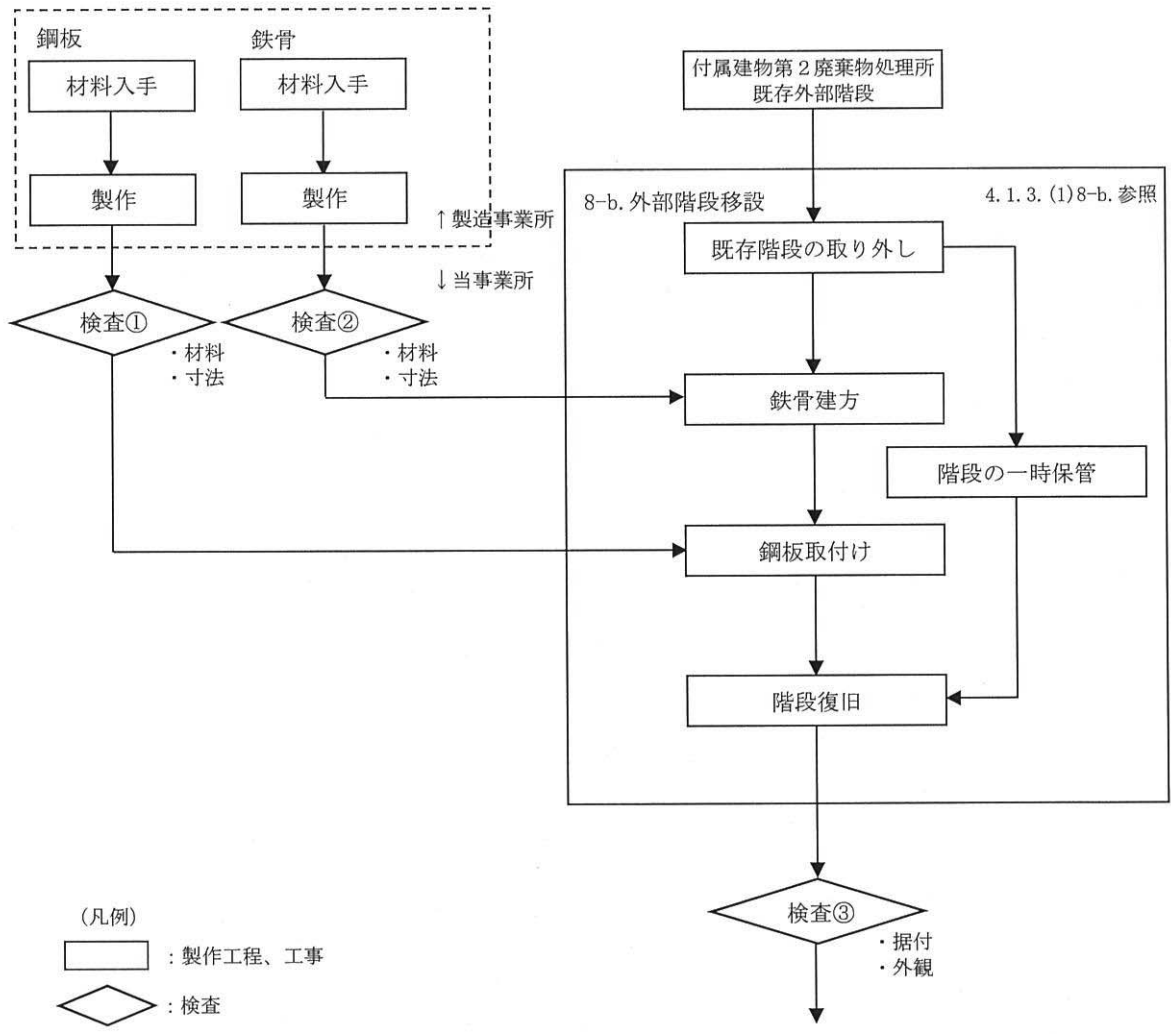
(図ト 1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-a. 柱梁仕口部補強 (1/2 : 鋼板補強) の手順フロー図



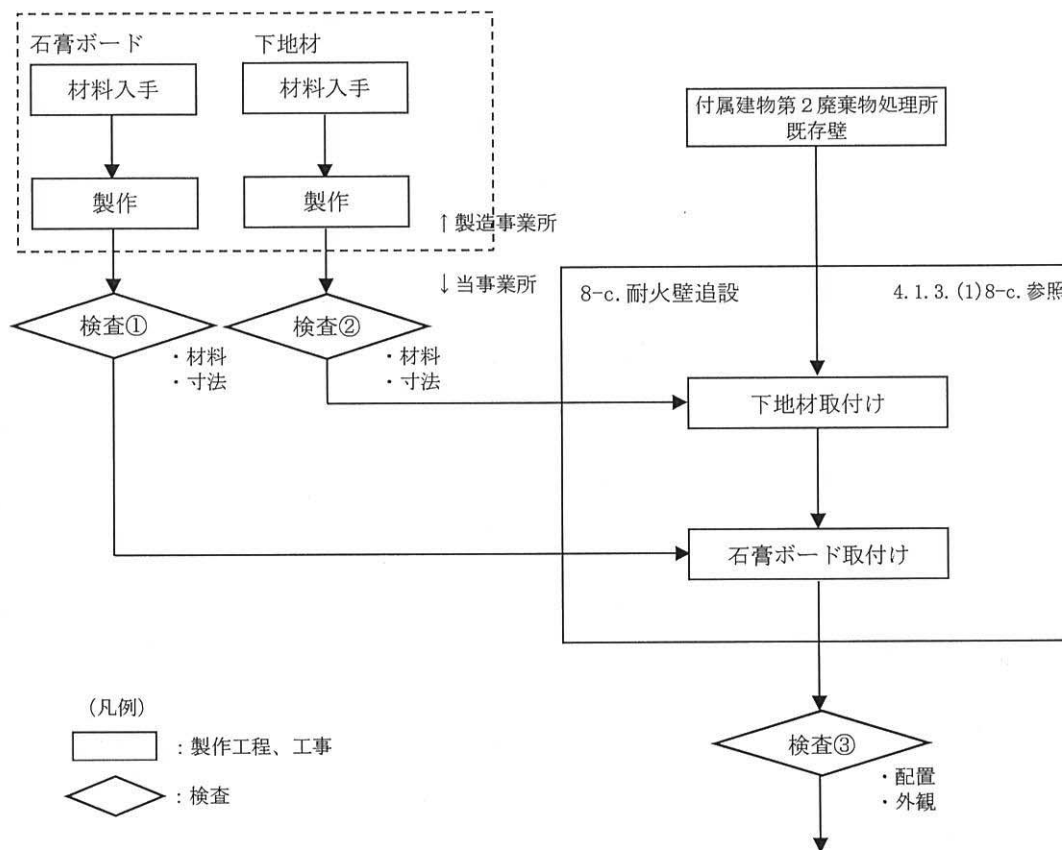
(図ト 1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-a. 柱梁仕口部補強 (2/2:溶接補強) の手順フロー図



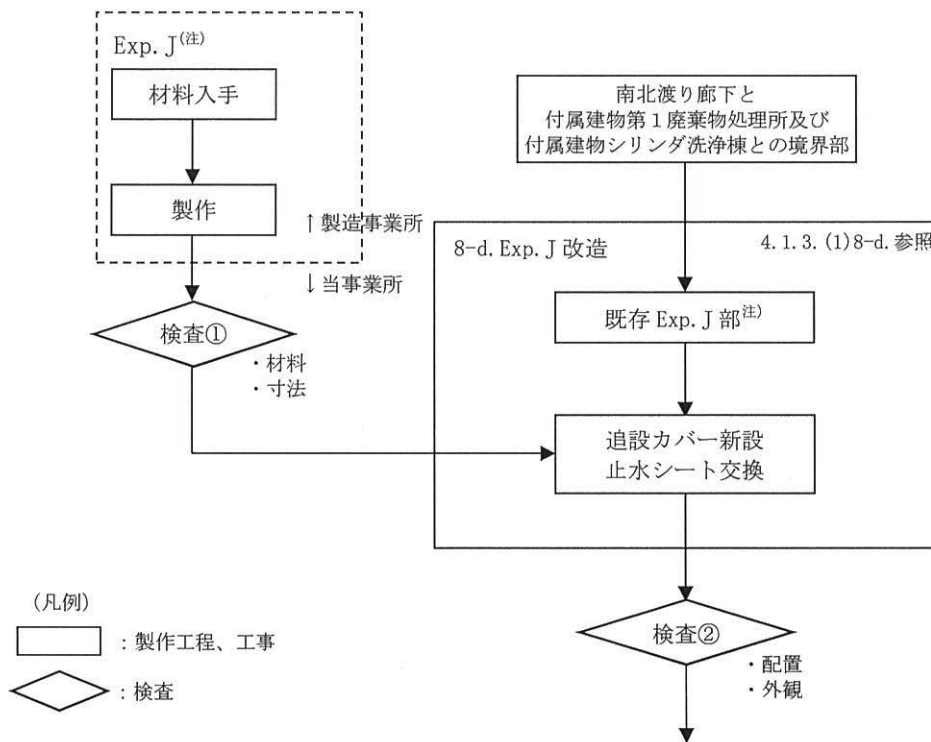
(図ト 1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-b. 外部階段移設の手順フロー図



(図ト 1-2 工事の手順フロー図へ)

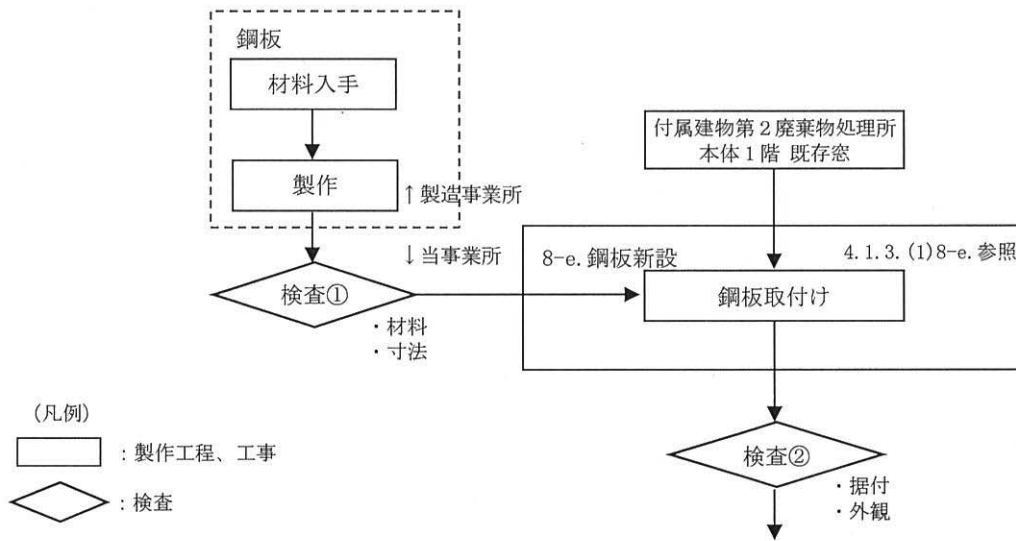
図ト 8-c. 耐火壁追設の手順フロー図



(図ト 1-2 工事の手順フロー図へ)

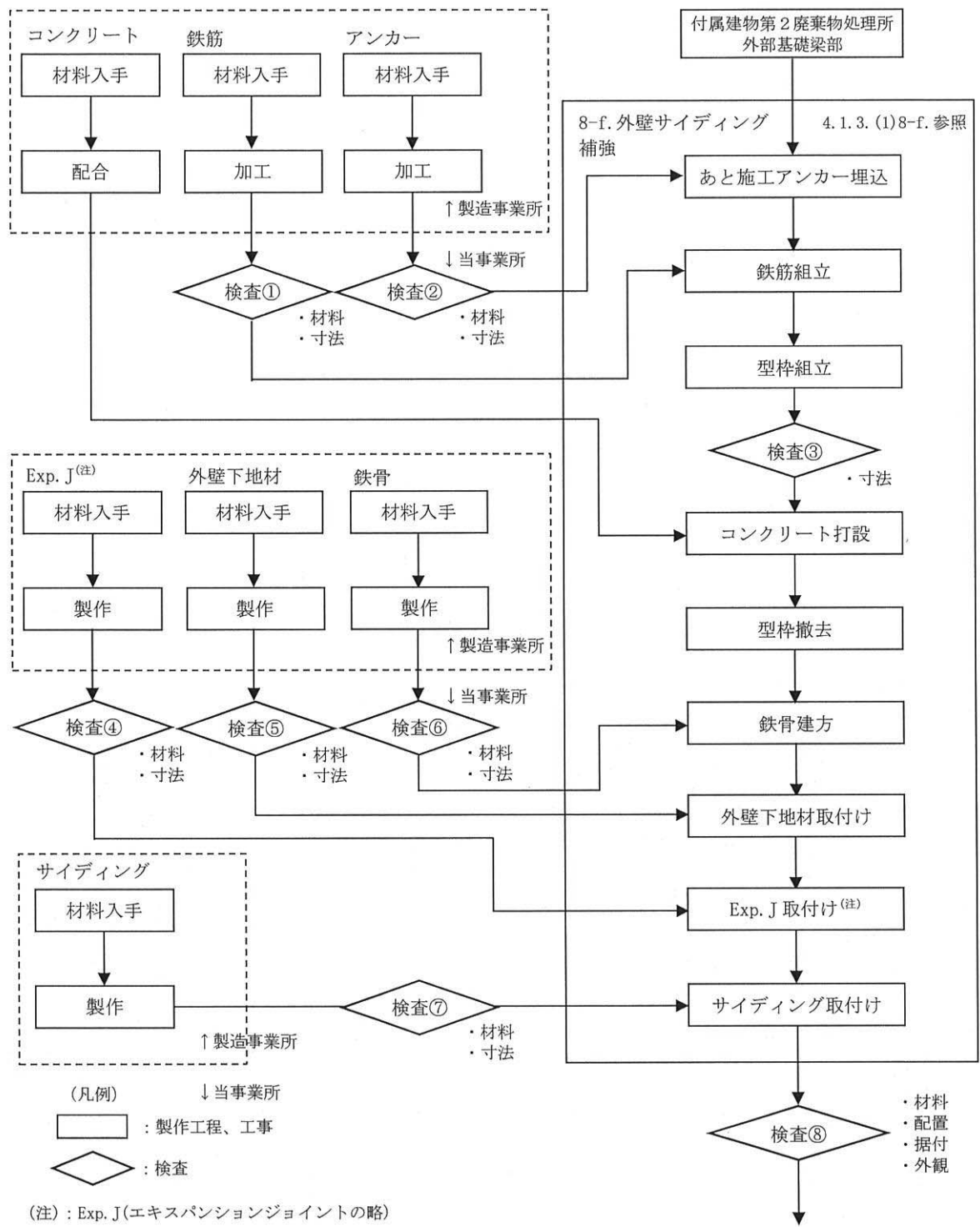
図ト 8-d. エクspansionジョイント改造の手順フロー図

(注) : Exp. J (エクspansionジョイントの略)



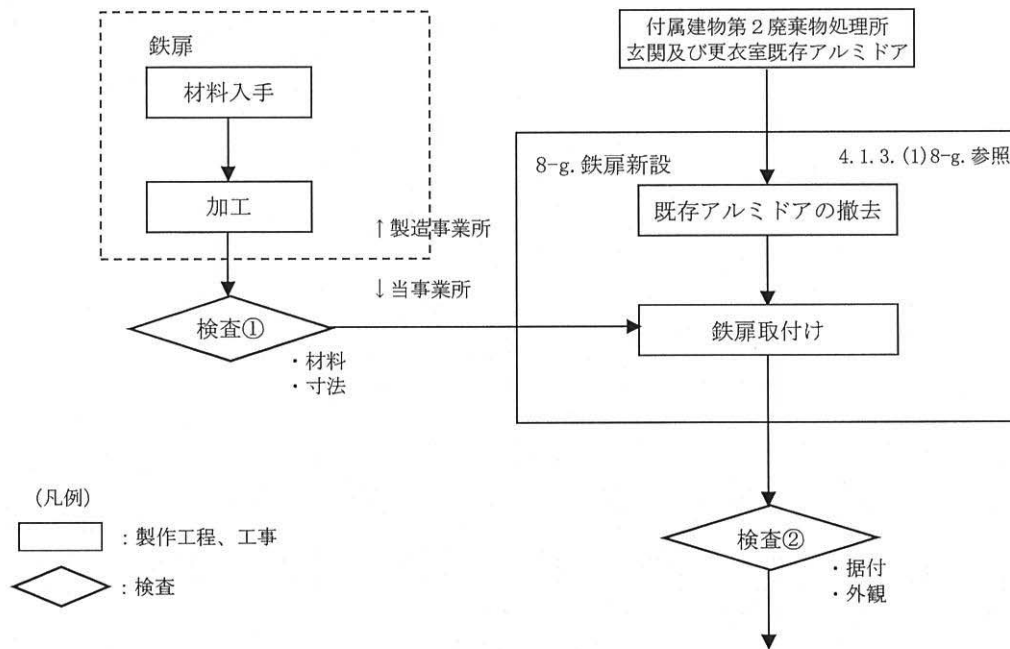
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-e. 鋼板新設の手順フロー図



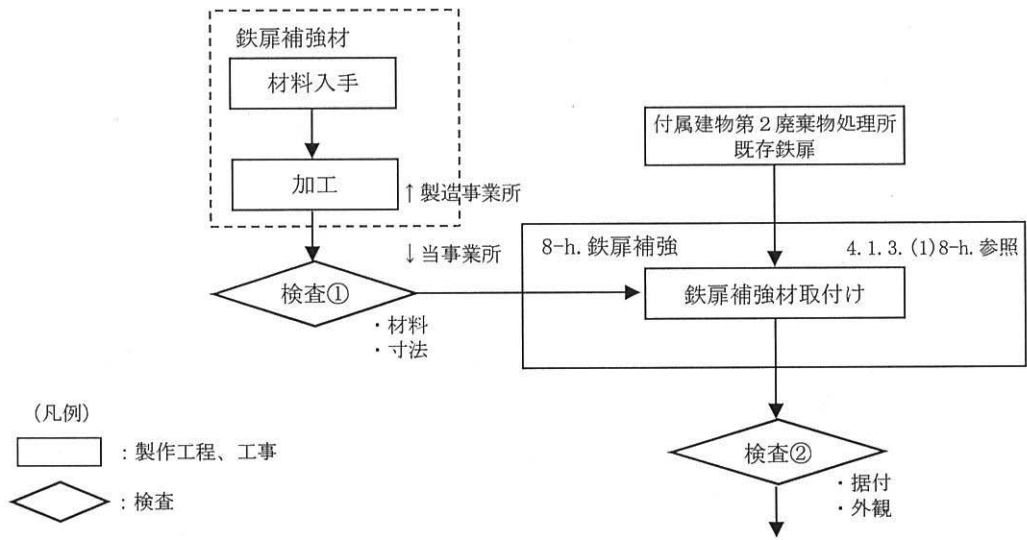
(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-f. 外壁サイディング補強の手順フロー図



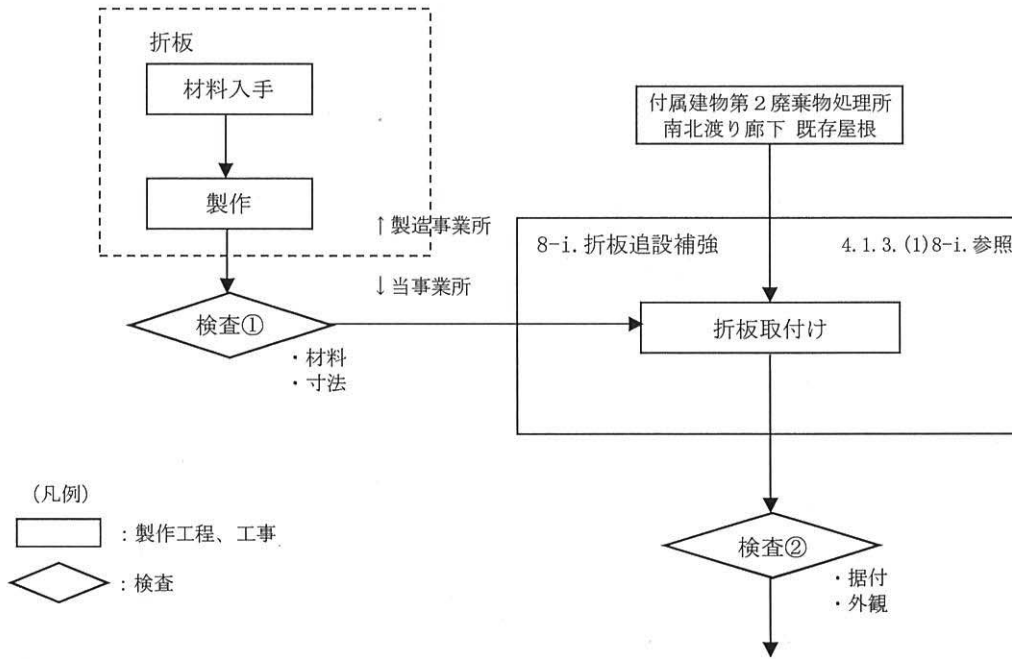
(図ト 1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-g. 鉄扉新設の手順フロー図



(図ト 1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-h. 鉄扉補強の手順フロー図



(図ト1-2 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-i. 折板追設補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-9(1/3)～(3/3)に示す。

4. 1. 4. 付属建物第3廃棄物倉庫

(1) 手順

今回申請の付属建物第3廃棄物倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。また、付属建物第3廃棄物倉庫の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を9-a.～9-d.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第3廃棄物倉庫に核燃料物質はない。
- ・ 付属建物第3廃棄物倉庫に保管されている放射性固体廃棄物は、事前に付属建物廃棄物管理棟等に移動することで、工事中に放射性廃棄物は保管されていない。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、鉄筋コンクリートを打設し、床を復旧する。
- ・ 第2種管理区域境界にある外壁、鉄扉、シャッタ、屋根を撤去、取り外す際には、第2種管理区域を一時的に非管理区域に変更する。境界の壁、鉄扉、シャッタ、屋根の復旧後、第2種管理区域とする。

9-a. 外壁更新^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3廃棄物倉庫外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する。

配置を図ト建-4-6、8、11～12、14～17に示す。

9-b. 鉄扉補強^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3廃棄物倉庫の既存鉄扉(SD-90)を鉄扉補強材により補強する。

配置を図ト建-4-4、6及び8に、建具表及び補強概略図を図ト建-4-4に示す。

9-c. シャッタ交換^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3廃棄物倉庫の既存シャッタ(SS-89)を撤去し、新たなシャッタに交換する。

配置を図ト建-4-4、6及び8に、建具表を図ト建-4-4に示す。

9-d. 折板張替え補強^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3廃棄物倉庫の既存折板を撤去し、新たな折板の張替えにより補強する。

配置を図ト建-4-7～8及び13に示す。

注)：適用指針

注1) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる

養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。

- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業員は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

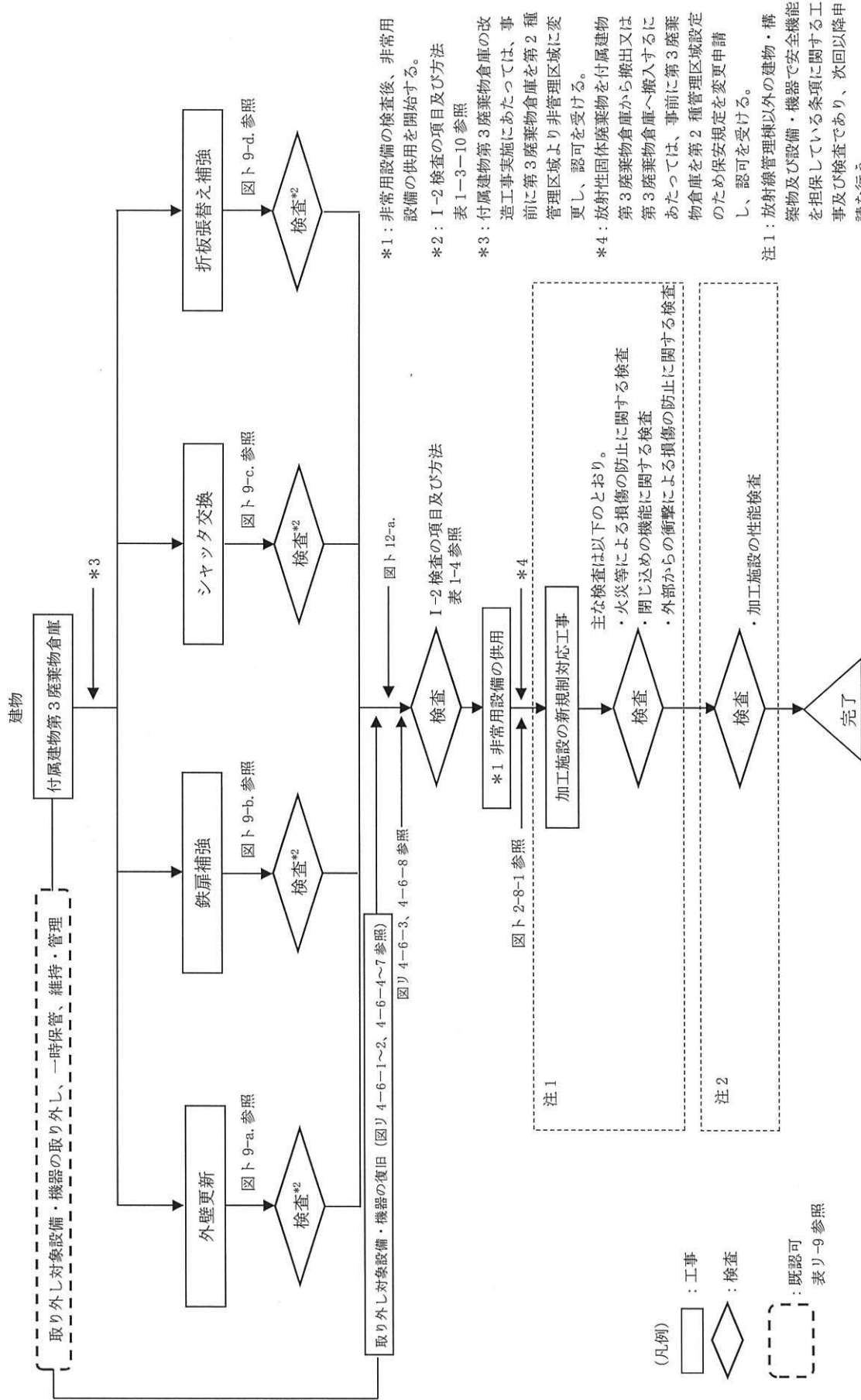
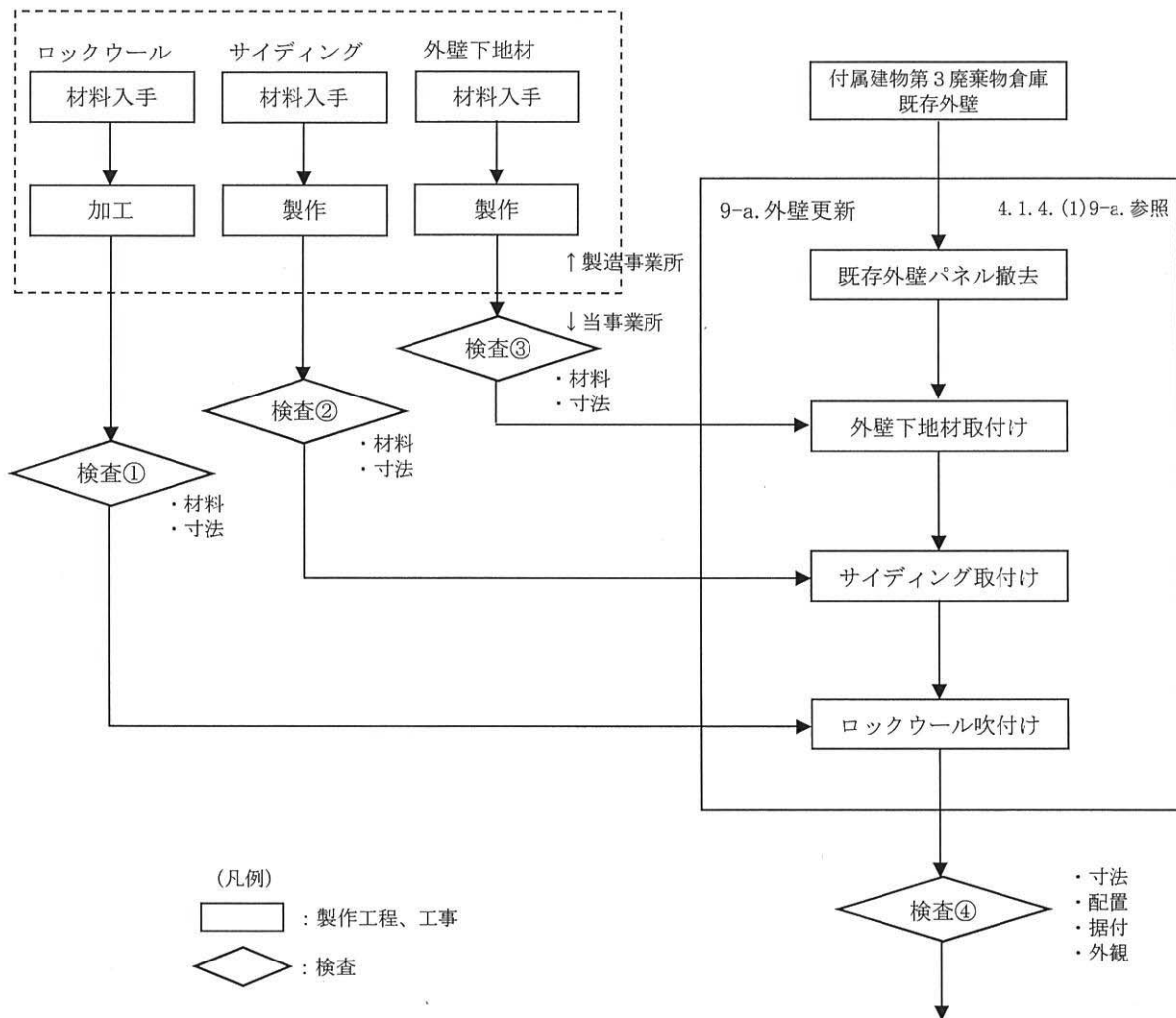
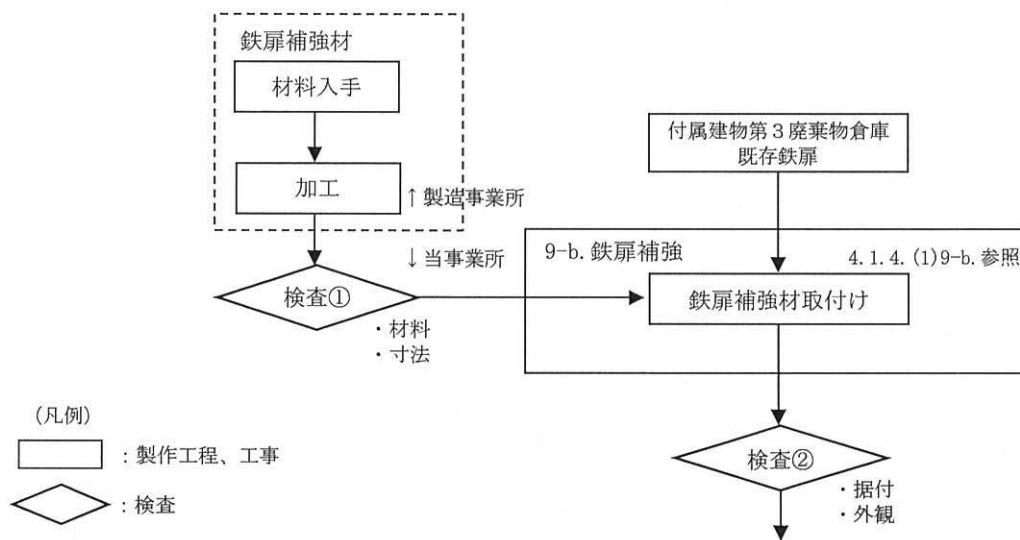


図1-3 工事の手順フロー図



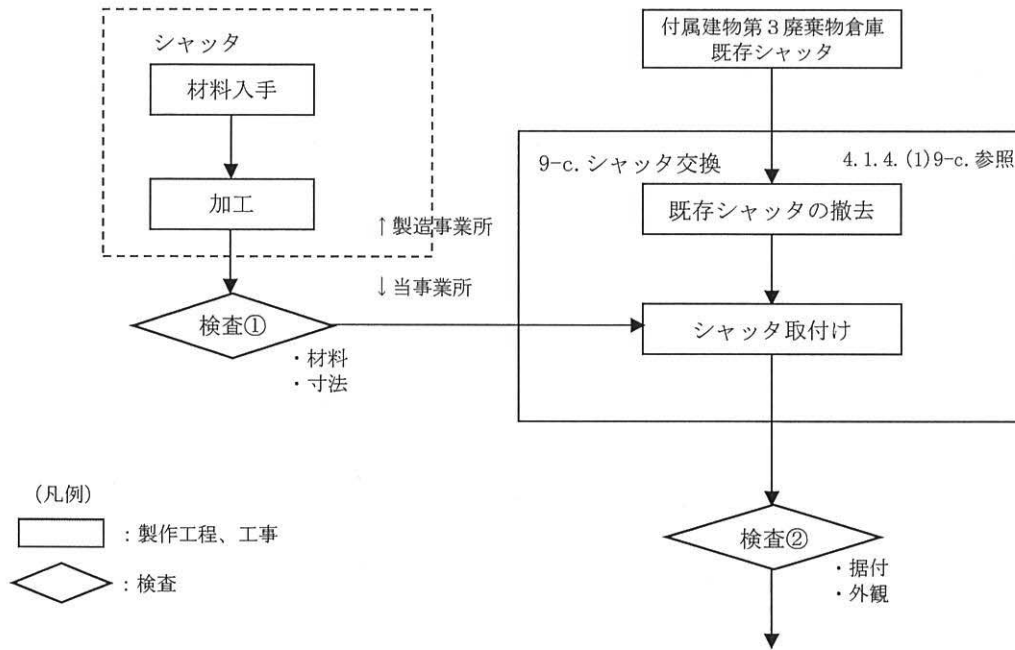
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 9-a. 外壁更新の手順フロー図



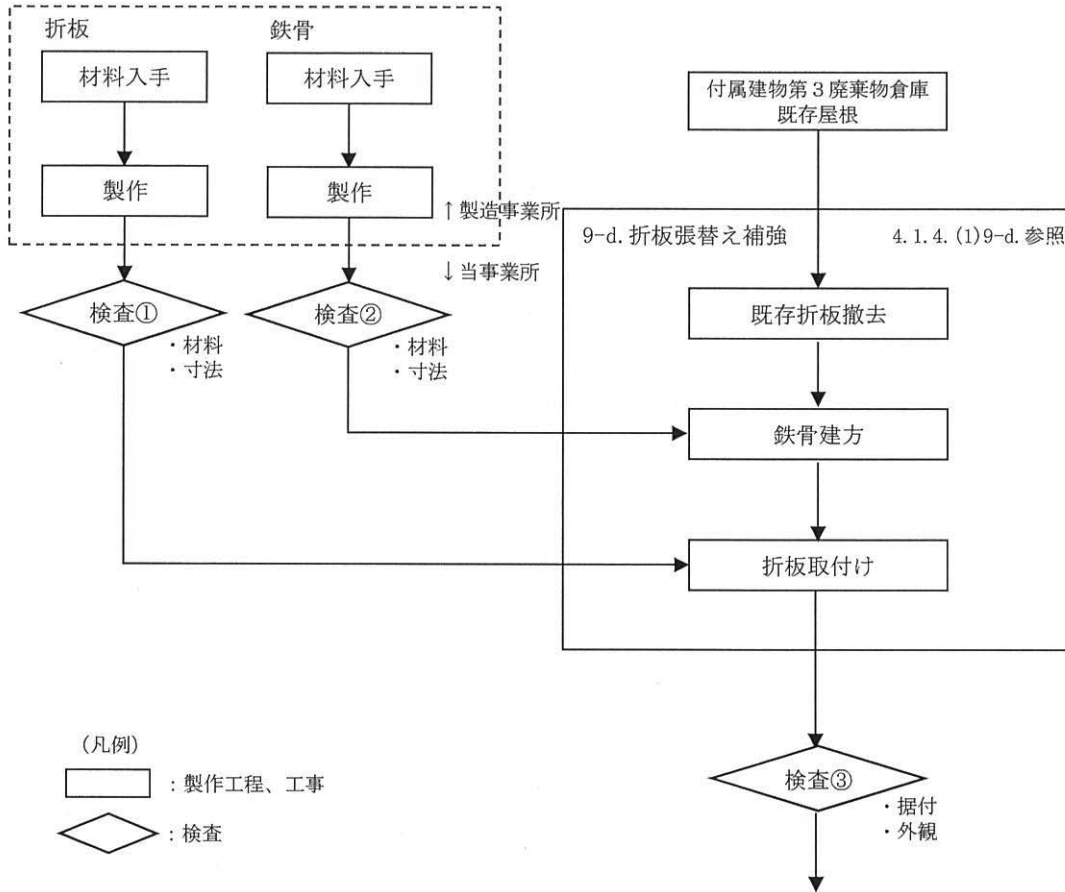
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 9-b. 鉄扉補強の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 9-c. シャッター交換の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 9-d. 折板張替え補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-10(1/2)～(2/2)に示す。

4. 1. 5. 付属建物除染室・分析室（鉄扉新設）

(1) 手順

今回申請の付属建物除染室・分析室（鉄扉新設）に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-4参照）により行う

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 付属建物除染室・分析室に核燃料物質はない。
- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお第1種管理区域の境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。また、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
第1種管理区域の境界にあるエキスパンションジョイントの改造工事、鉄扉、シャッタの補強又は交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 床を掘削する場合は、掘削箇所への内部溢水による水の浸入を防止するために内部溢水源となりうる配管の元バルブを閉止する措置、又は囲いを設ける措置を講じる。
- ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、鉄筋コンクリートを打設し、床を復旧する。工事後の第1種管理区域内の床は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料（難燃性材料）で仕上げる。
- ・ 復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、付属建物廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

10-a. 鉄扉新設^(注1)：耐竜巻性能向上を目的に、鉄扉(SD-220)を新設する。なお、付属建物除染室・分析室通路(1)の既存シャッタは残置する。

配置を図イ建-3-2に、建具表を図イ建-3-3に、鉄扉概要図を図イ建-3-4に示す。

注)：適用指針

注1) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリアの除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

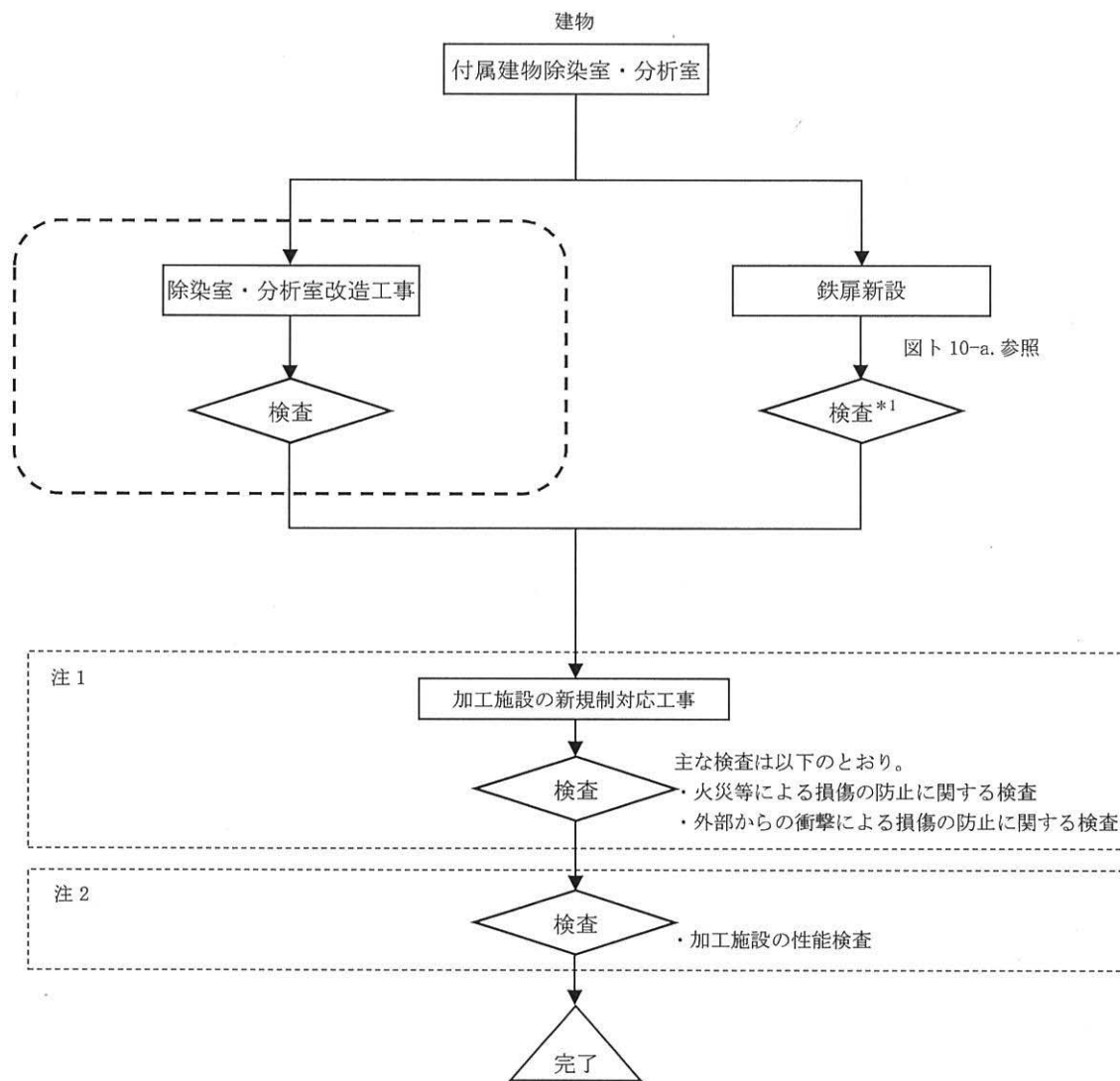
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業員は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



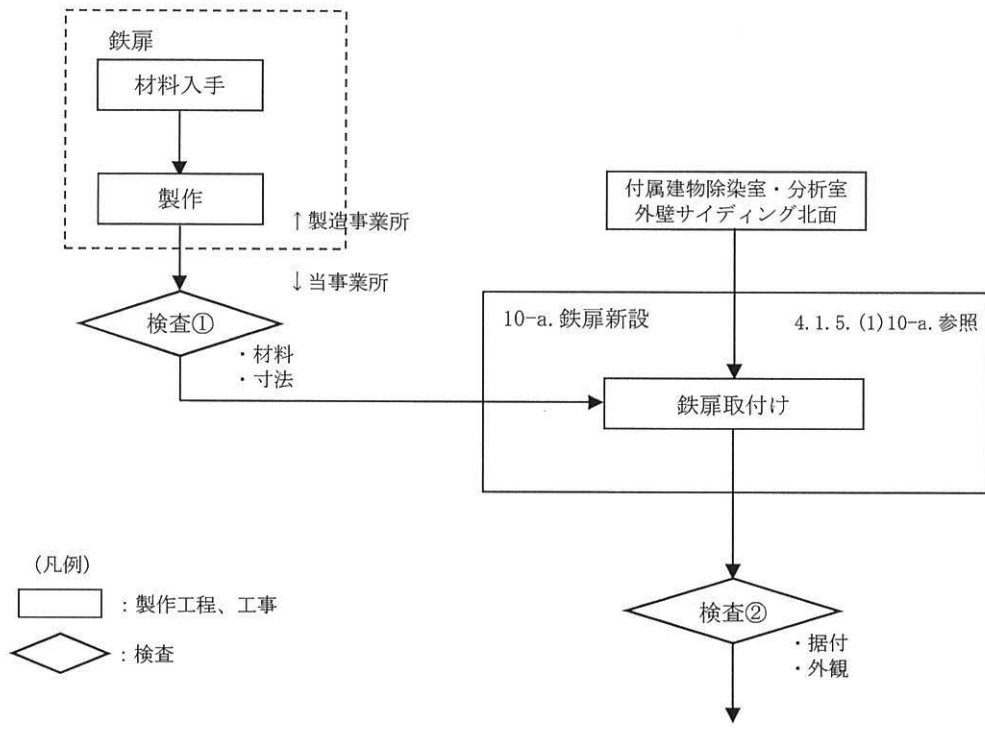
図ト 1-4 工事の手順フロー図

- (凡例)
- : 製作工程、工事
 - : 検査
 - : 既認可
(4次申請:285 ページ参照)

*1: I-2 検査の項目及び方法
表 1-3-11 参照

注 1: 附属建物除染室・分析室以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。

注 2: 加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。



(図ト1-4 工事の手順フロー図へ)

図ト 10-a. 鉄扉新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-11に示す。

4. 1. 6. 工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット

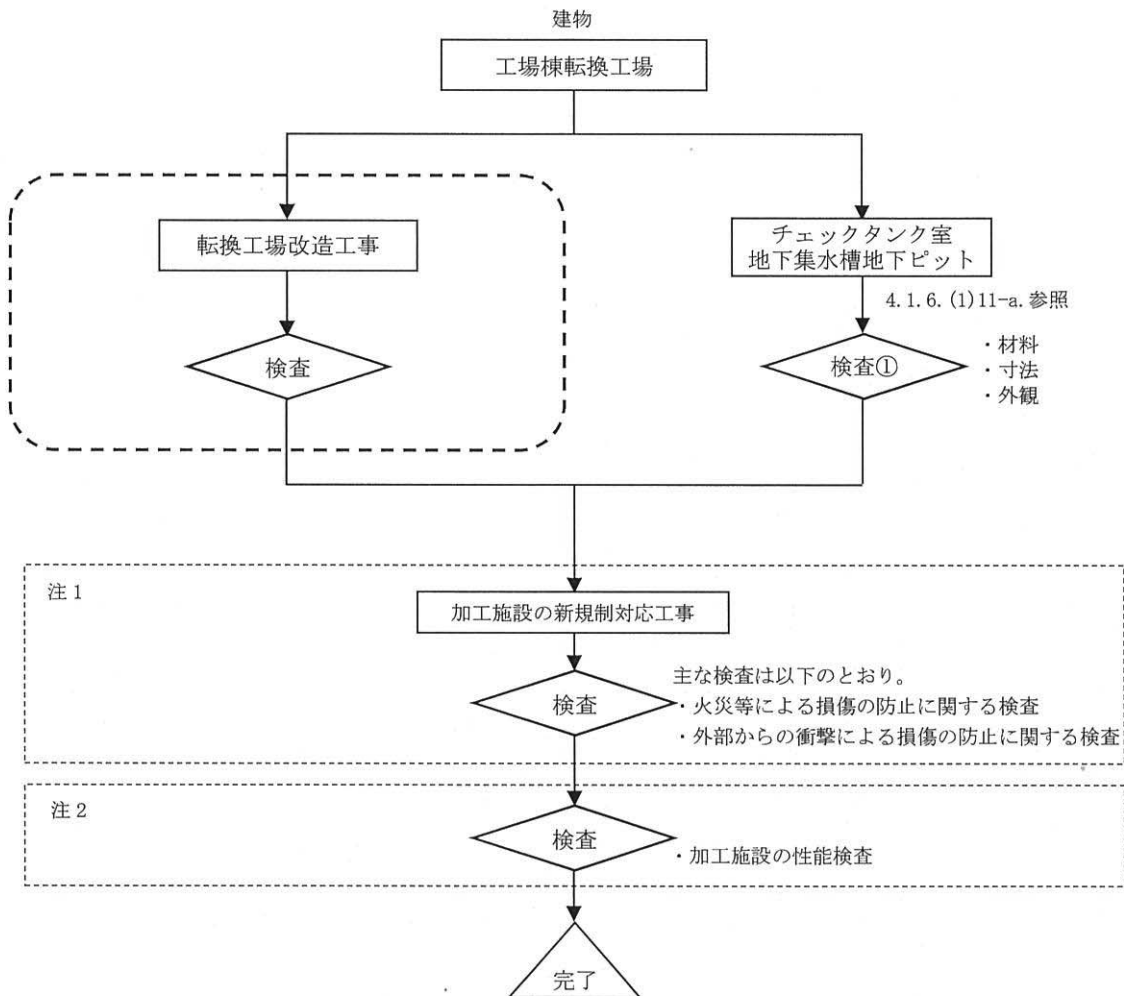
(1) 手順

今回申請の工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピットは改造工事を伴わない。以下に示す手順（図ト11-a. 参照）により検査を行い適合の確認を実施する。

11-a. チェックタンク室地下集水槽地下ピットの検査：工場棟転換工場内のチェックタンク室地下集水槽地下ピットの検査をする。

配置を図ト建-5-1に示す。

- 1) チェックタンク室地下集水槽地下ピットについて I-2 の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。



図ト 11-a. チェックタンク室地下集水槽地下ピットの検査フロー図

(凡例)

□ : 製作工程、工事

◇ : 検査

⋯ : 既認可
(4次申請:29ページ参照)

注1：工場棟転換工場以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。

注2：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(2) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(3) 検査

検査の項目を「I - 2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-12に示す。

4. 1. 7. 付属建物第3 廃棄物倉庫廃棄物貯蔵設備(5)

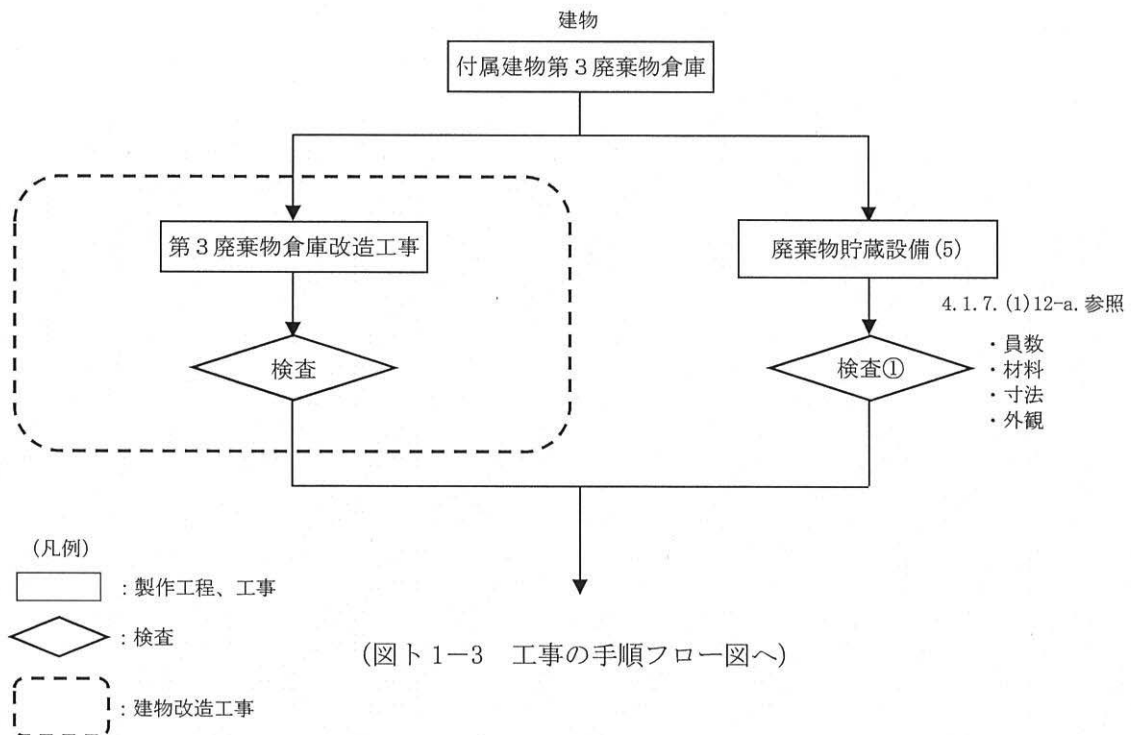
(1) 手順

今回申請の付属建物第3 廃棄物倉庫内の廃棄物貯蔵設備(5)は改造工事を伴わない。以下に示す手順(図ト12-a. 参照)により検査を行い適合の確認を実施する。

12-a. 廃棄物貯蔵設備(5)の検査: 付属建物第3 廃棄物倉庫内の廃棄物貯蔵設備(5)の検査をする。

配置を図ト配一固1(1/2)~(2/2)に示す。

- 1) 廃棄物貯蔵設備(5)についてI-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。



図ト 12-a. 廃棄物貯蔵設備(5)の検査フロー図

(2) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(3) 検査

検査の項目を「I - 2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-13に示す。

4. 2. 設備・機器

4. 2-1. 気体廃棄物の廃棄設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 1-1、図イ 2-1、図イ 2-2、図ハ 2-1、図ハ 2-2、図ヘ 2-1、図ト 1-1、図ト 1-2、図ト 2-1 及び図ト 2-2 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(三原燃 第 18-0268 号、三原燃 第 18-1082 号、三原燃 第 18-1174 号)に示している。なお、第 3 核燃料倉庫の建物工事については、次回以降申請する。

工場棟転換工場転換加工室の大型粉末容器貯蔵架台、工場棟成型工場ペレット貯蔵室の仕上りペレット貯蔵棚と余剰ペレット貯蔵棚、付属建物第2核燃料倉庫のスクラップ貯蔵棚(粉末用)、加工棟成型工場粉末貯蔵室(1)の原料粉末貯蔵棚、加工棟成型工場粉末貯蔵室(2)のスクラップ粉末貯蔵棚(粉末用)、加工棟成型工場ペレット貯蔵室の仕上りペレット貯蔵棚、付属建物第3核燃料倉庫貯蔵室(1)のスクラップ貯蔵棚、付属建物第3核燃料倉庫貯蔵室(2)のペレット貯蔵棚(金属缶を含む)と保存燃料棒貯蔵棚、及び付属建物シリンダ洗浄棟貯蔵室(3)の洗浄残渣貯蔵棚に核燃料物質が保管されているため、工事エリアから離れていない場合には、周囲を養生材で囲む、又は工事範囲から隔離することにより、核燃料物質に影響を与えないようにする。工事中は気体廃棄施設の運転を行い、負圧維持する。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

設備・機器を取り外したダクトに対しては閉止措置を行うが、第1種管理区域の負圧維持のために継続使用する系統のダクトについては閉止措置を行わず継続使用する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

a. 新設、更新又は改造する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-3-1及び図ト2-3-2参照)

- 1) 取り外し対象の機器・設備について、固定しているボルト等を外して取り外しを行う。継続使用する工場内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統のダクト等は機器・設備を取り外した状態で一時的に使用する。
- 2) 第1種管理区域内で取り外した機器・設備のうち、核燃料物質で汚染したものは、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。取り外しの際、既存床の掘削で発生したコンクリートは、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。2000ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は保管廃棄設備に搬送し、保管する。また、ドラム缶を管理区域から搬出する場合には、容器の表面が汚染されていないことを確認する。
- 3) 第1種管理区域内で取り外した機器・設備を再度使用する場合は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。仮置き場所は先行して設工認申請(三原燃 第18-10

82号、三原燃 第18-1174号)した場所とする。

※ 1)～3)の工事のうち、建物干渉による取り外し工事は先行して申請した設工認(三原燃 第18-1082号、三原燃 第18-1174号)で実施しているため、本設工認申請では対象外とする。

- 4) アンカーボルト等の補強部材、機器、ダクト、ダンパ等(本項では以下「部品」と記載)の機器の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
 - 5) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
 - 6) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
 - 7) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
 - 8) 設備・機器の移設、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、復旧、施工工事(所定系統への接続含む)及びI-2の検査を実施する。継続使用する工場内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統のダクト等は検査終了後に使用を開始する。
 - 9) 検査の合格をもって完了とする。
- b. 変更しない設備・機器の工事手順
- 当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ト2-4-1及び図ト2-4-2参照)。
- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器についてI-2の検査を実施する。
 - 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

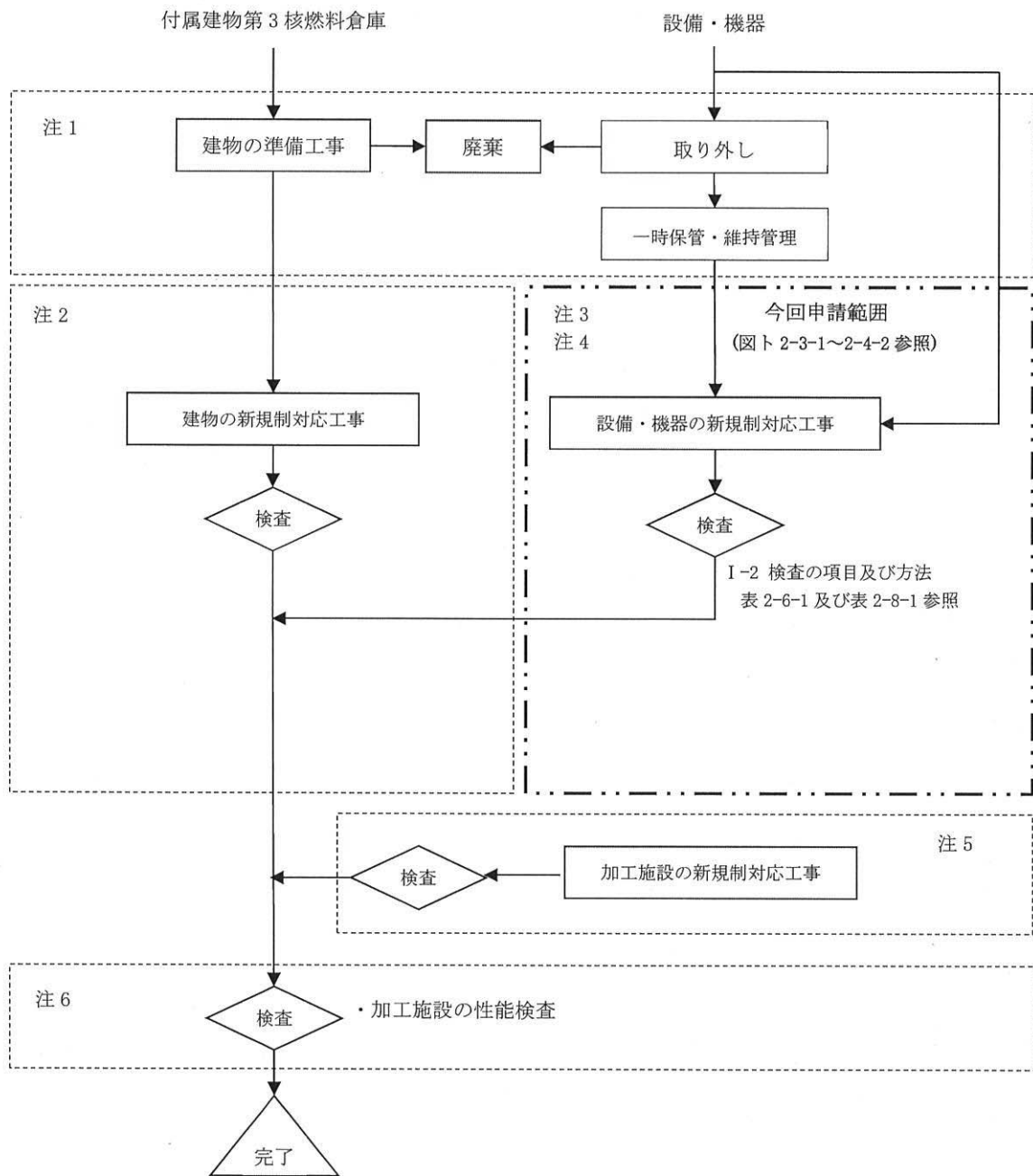
- c. 入退域・放射線管理
 - ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
 - ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
 - ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-6-1 に、検査の方法を表 2-8-1 に示す。



注1：先行設工認申請済み。

注2：次回以降申請を行う。

注3：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注4：一部の設備・機器は、次回以降申請を行う。

注5：附属建物第3核燃料倉庫以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または次回以降申請を行う。

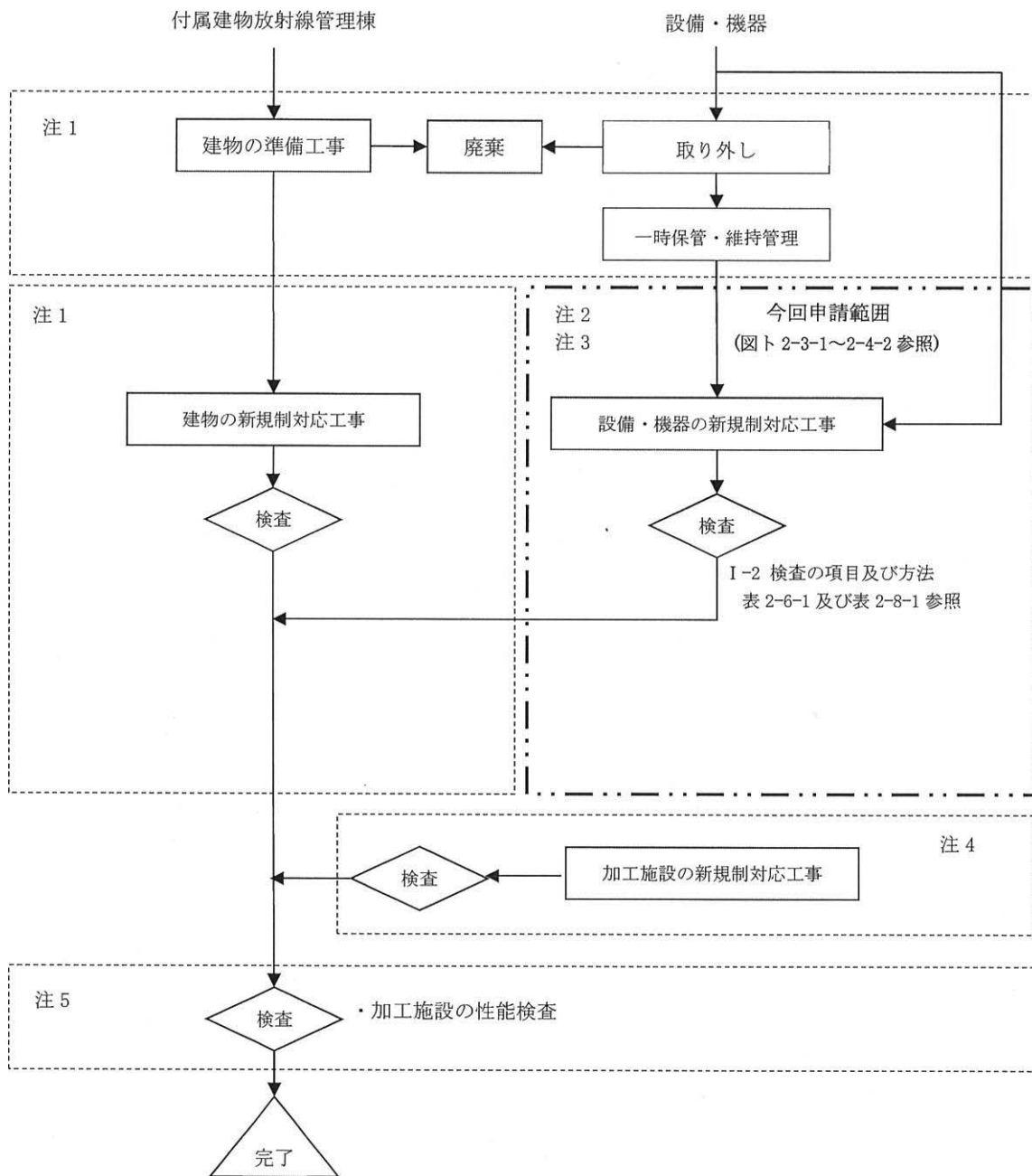
注6：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図ト2-1 建物工事と設備工事との関係図（附属建物第3核燃料倉庫）



注1：先行設工認申請済み。

注2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注3：一部の設備・機器は、次回以降申請を行う。

注4：付属建物放射線管理棟以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または次回以降申請を行う。

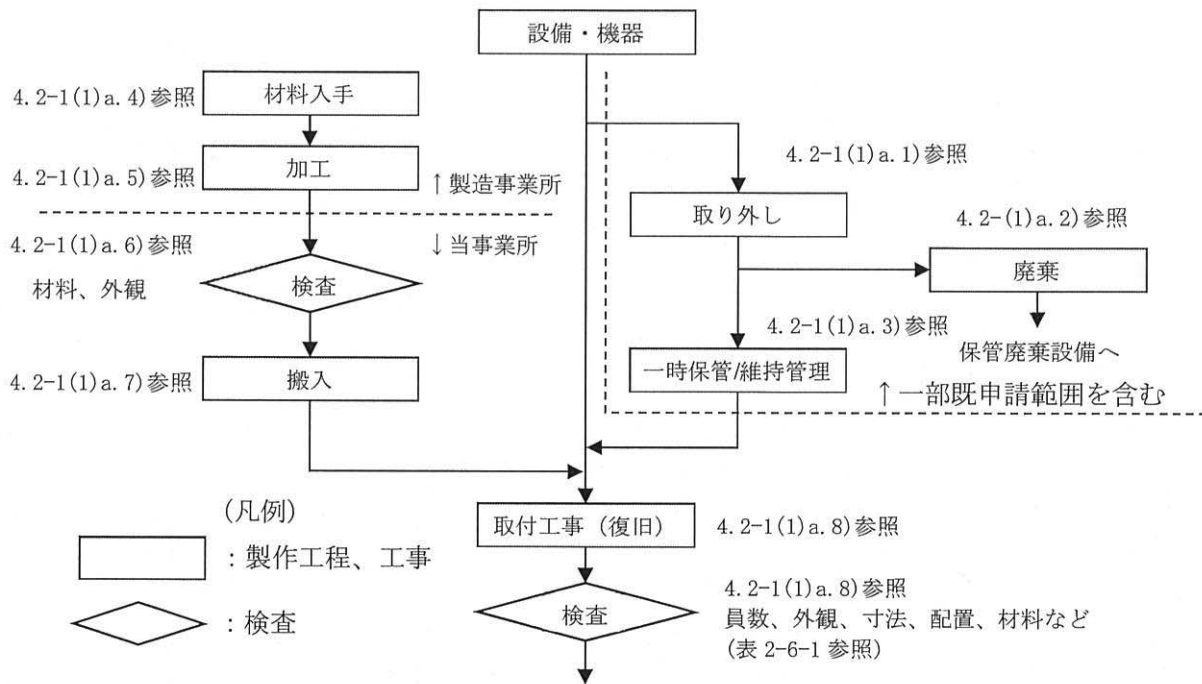
注5：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)

□ : 工事

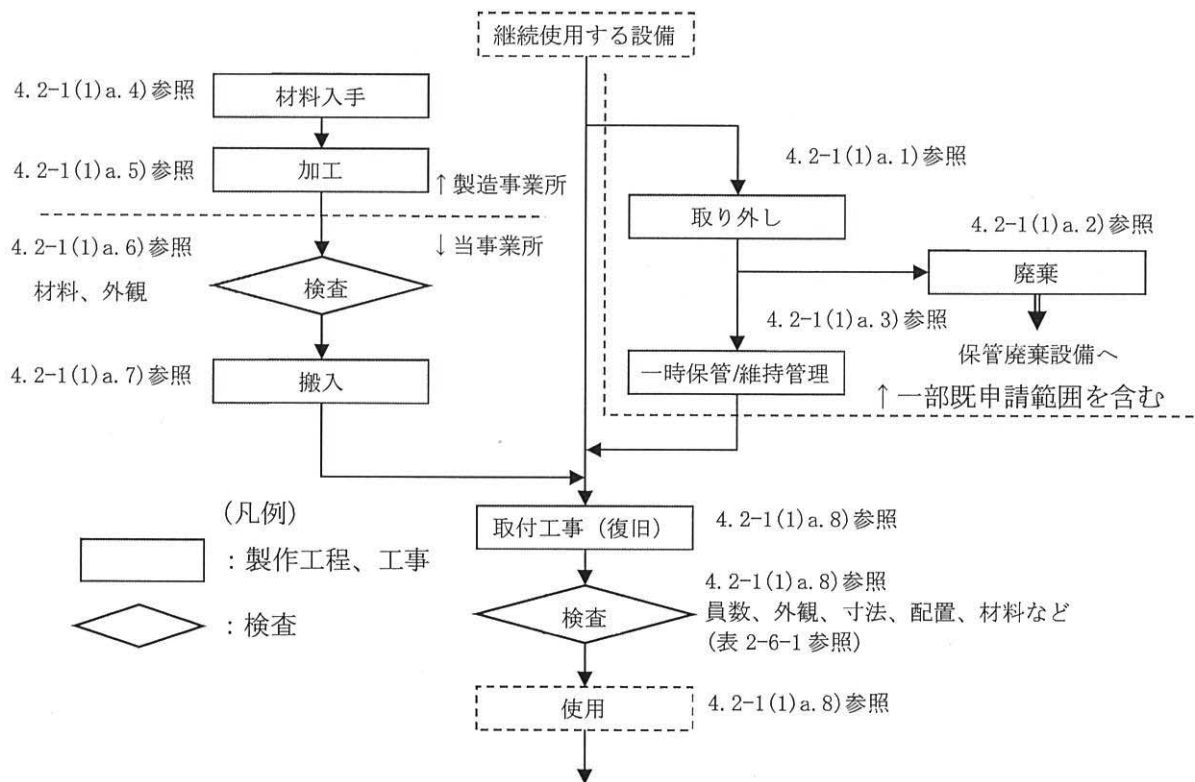
◇ : 検査

図ト2-2 建物工事と設備工事との関係図（付属建物放射線管理棟）



工場棟転換工場 (図イ 2-1) または
 付属建物除染室・分析室 (図イ 2-2) または
 付属建物第2核燃料倉庫 (図へ 2-1) または
 工場棟成型工場 (図ハ 2-1) または
 付属建物放射線管理棟 (図ト 2-2) または
 加工棟成型工場 (図ハ 2-2) または
 付属建物第3核燃料倉庫 (図ト 2-1) または
 付属建物第1廃棄物処理所 (図ト 1-1) または
 付属建物第2廃棄物処理所 (図ト 1-2) または
 付属建物シリンダ洗浄棟 (図イ 1-1) へ

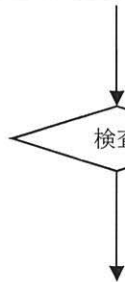
図ト 2-3-1 工事の手順フロー図(新設又は改造する設備・機器)



工場棟転換工場 (図イ 2-1) または
 付属建物除染室・分析室 (図イ 2-2) または
 付属建物第 2 核燃料倉庫 (図へ 2-1) または
 工場棟成型工場 (図ハ 2-1) または
 付属建物放射線管理棟 (図ト 2-2) または
 加工棟成型工場 (図ハ 2-2) または
 付属建物第 3 核燃料倉庫 (図ト 2-1) または
 付属建物第 1 廃棄物処理所 (図ト 1-1) または
 付属建物第 2 廃棄物処理所 (図ト 1-2) または
 付属建物シリンダ洗浄棟 (図イ 1-1) へ

図ト 2-3-2 工事の手順フロー図(新設又は改造する継続使用の設備・機器)

変更しない設備・機器



4.2-1(1)b.1)参照

員数、外観、寸法、配置、材料など
(表 2-6-1 参照)

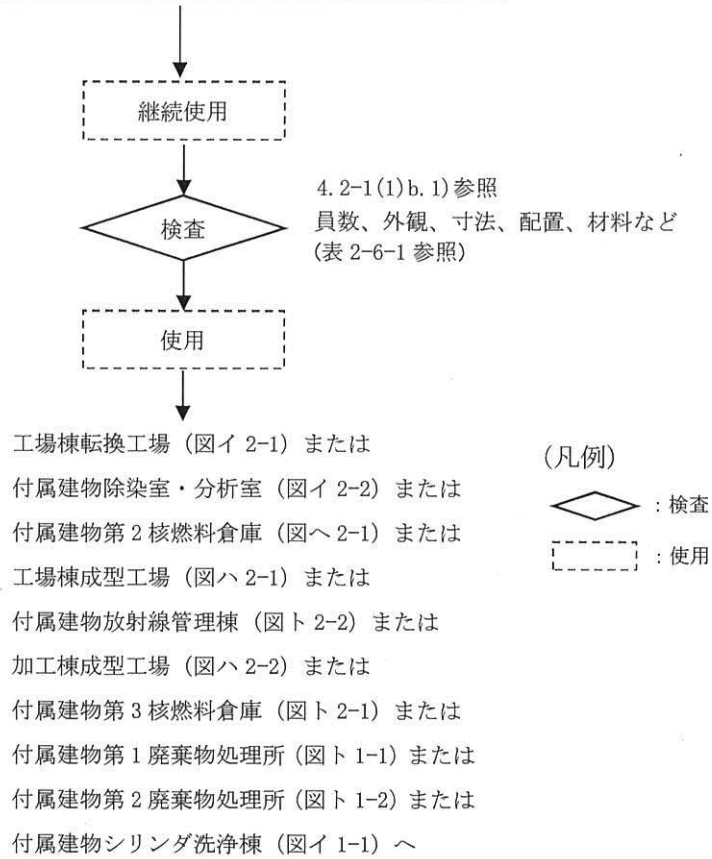
工場棟転換工場 (図イ 2-1) または
附属建物除染室・分析室 (図イ 2-2) または
附属建物第 2 核燃料倉庫 (図ヘ 2-1) または
工場棟成型工場 (図ハ 2-1) または
附属建物放射線管理棟 (図ト 2-2) または
加工棟成型工場 (図ハ 2-2) または
附属建物第 3 核燃料倉庫 (図ト 2-1) または
附属建物第 1 廃棄物処理所 (図ト 1-1) または
附属建物第 2 廃棄物処理所 (図ト 1-2) または
附属建物シリンダ洗浄棟 (図イ 1-1) へ

(凡例)



図ト 2-4-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)

変更しない設備・機器（継続使用の設備・機器）



図ト 2-4-2 工事の手順フロー図（変更しない継続使用の設備・機器）

4. 2-2. 液体廃棄物の廃棄設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 2-1 及び図ハ 2-2 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(三原燃 第 18-0268 号、三原燃 第 18-1082 号、三原燃 第 18-1174 号)に示している。

工事対象の設備・機器から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象施設には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。2000ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-5-1及び図ト2-5-2参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。不要となった部品は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ト2-6-1及び図ト2-6-2参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器についてI-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種

要領に従い、労働災害の防止に努める。

- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-6-2 に、検査の方法を表 2-8-1 に示す。